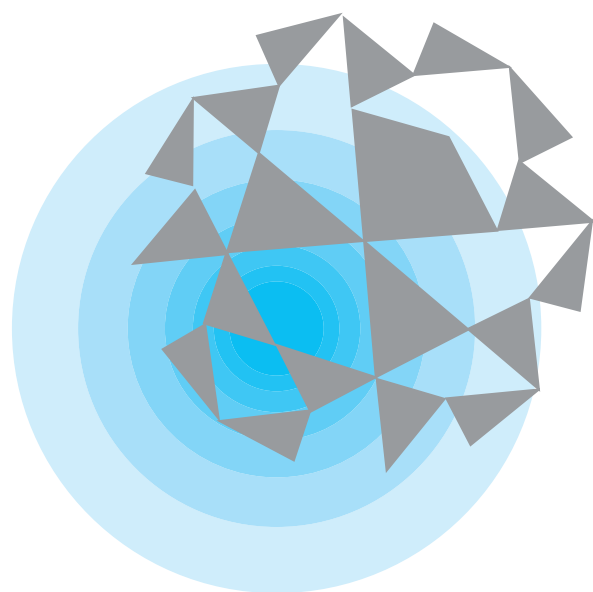
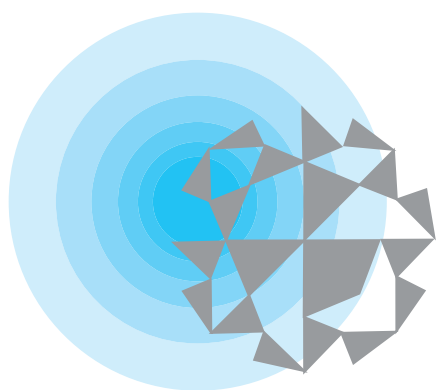


第 6 期 東員町障害福祉計画

第 2 期 東員町障害児福祉計画



令和 3 年 3 月
東 員 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 東員町障害福祉計画.....	2
(2) 東員町障害児福祉計画.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象者および障がいのある方の範囲.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 障がいのある方等の現状.....	6
1 東員町の人口.....	6
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	6
(2) 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移.....	7
2 障がいのある方の人数の推移.....	8
(1) 身体障がいのある方の人数の推移.....	8
(2) 知的障がいのある方の人数の推移.....	10
(3) 精神障がいのある方の人数の推移.....	11
(4) 指定難病・小児慢性特定疾病患者数の推移.....	11
3 障害支援区分の認定状況.....	14
4 障がいのある方を取り巻く現状.....	15
(1) 障がい児保育.....	15
(2) 特別支援教育.....	15
(3) 障がい者雇用.....	16
(4) 町内施設等利用者.....	17
(5) 町外施設等利用者.....	18
(6) 地域生活支援事業所（町内外）の利用状況.....	20
(7) 補装具・日常生活用具などの利用状況.....	21
5 アンケート調査でみる障がいのある方等の状況.....	23
(1) 住民調査.....	23
(2) 団体調査.....	23
(3) 事業所調査.....	23

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画	24
1 基本的理念	24
2 成果目標	26
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	28
（3）福祉施設から一般就労への移行等	29
（4）障がい児支援の提供体制の整備等	32
（5）相談支援体制の充実・強化	35
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	35
3 サービスの体系	37
4 障害福祉計画	38
（1）自立支援給付	38
（1）－1 障害福祉サービス	38
ア. 訪問系サービス（介護給付）	38
イ. 日中活動系サービス（介護給付）	41
ウ. 日中活動系サービス（訓練等給付）	43
エ. 居住支援・施設系サービス	47
（1）－2 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	49
（2）地域生活支援事業	51
（3）地域生活支援促進事業	58
5 障害児福祉計画	60
第4章 計画の推進に向けて	64
1 障がい者協議会について	64
（1）障がい者協議会の役割	64
（2）桑員圏域専門部会の活用	64
（3）虐待防止への取り組み	64
2 計画推進のために	65
（1）推進体制の確立	65
（2）障害福祉サービス等や障害福祉計画・障害児福祉計画に関する情報の提供	65
（3）地域での障がいのある方の理解を深めるための啓発と地域の力の活用	65
（4）サービスの質の確保	65
（5）計画達成状況の点検および評価（PDCA）	66
資料編	68
1 策定経過	68
2 障がい者計画等策定委員名簿	69
3 調査結果概要（住民調査）	70
4 調査結果（団体・事業所調査）	101
5 用語解説	117

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

東員町（以下、「本町」という。）では、障がい者施策の方向性を明らかにするため、「東員町障がい者計画」を平成27年3月に策定しました。また、平成30年3月に、障がいのある方が安心した地域生活を送るために、主に障害福祉サービスや障害児通所支援の提供と確保に関する「第5期東員町障害福祉計画」「第1期東員町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある方への総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

国では、「障害者総合支援法*」や「障害者差別解消法*」の見直しを含めて、障害福祉サービスの提供体制の確保等および自立支援給付等の円滑な実施や、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施が求められています。また、成年後見制度利用促進基本計画*により成年後見制度*の利用の促進に関する施策についても、計画的に実施されることが必要です。

計画の主体となるのは地域で生活する障がいのある方や支援者であることから、策定にあたっては、国の指針を踏まえ進めていきます。また、地域での生活を支え、住み続けられる体制の充実や地域における就労支援の充実、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの充実や発達障がい*者支援の一層の充実および障がい児支援の提供体制の充実にも取り組んでいきます。

この度、「第5期東員町障害福祉計画」「第1期東員町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、東員町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、障害者総合支援法第88条に基づく「第6期東員町障害福祉計画」、児童福祉法*第33条の20に基づく「第2期東員町障害児福祉計画」の施策について策定します。

本計画は、障がいのある方が身近な地域で安心して暮らせるように、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国から示された基本指針*および計画の点検・評価を踏まえて、障害福祉サービス等について数値目標とサービスの提供体制の整備方針を示すものです。平成30年3月に策定した「第5期東員町障害福祉計画」「第1期東員町障害児福祉計画」の策定体制を継続し、障害者基本法*に基づき策定している「東員町障がい者計画」の障がいのある方の生活支援の事項のうち、障害福祉サービス等・障害児通所支援等に関する3年間の実施計画として、「第6期東員町障害福祉計画」「第2期東員町障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 東員町障害福祉計画

東員町障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条により、国が示す基本指針や、県の障害福祉計画との整合性を保ち、障がいのある方が、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法による障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

(2) 東員町障害児福祉計画

東員町障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 により、国が示す基本指針や、県の障害児福祉計画との整合性を保ち、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、児童福祉法による障害児通所支援および障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

また、「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることと規定されていることから、本町においては両計画を一体のものとして策定します。

なお、本計画は、障害者基本法に基づき令和 3 年 3 月に策定する「東員町障がい者計画」に包含される計画と位置づけられます。

●障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

●児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

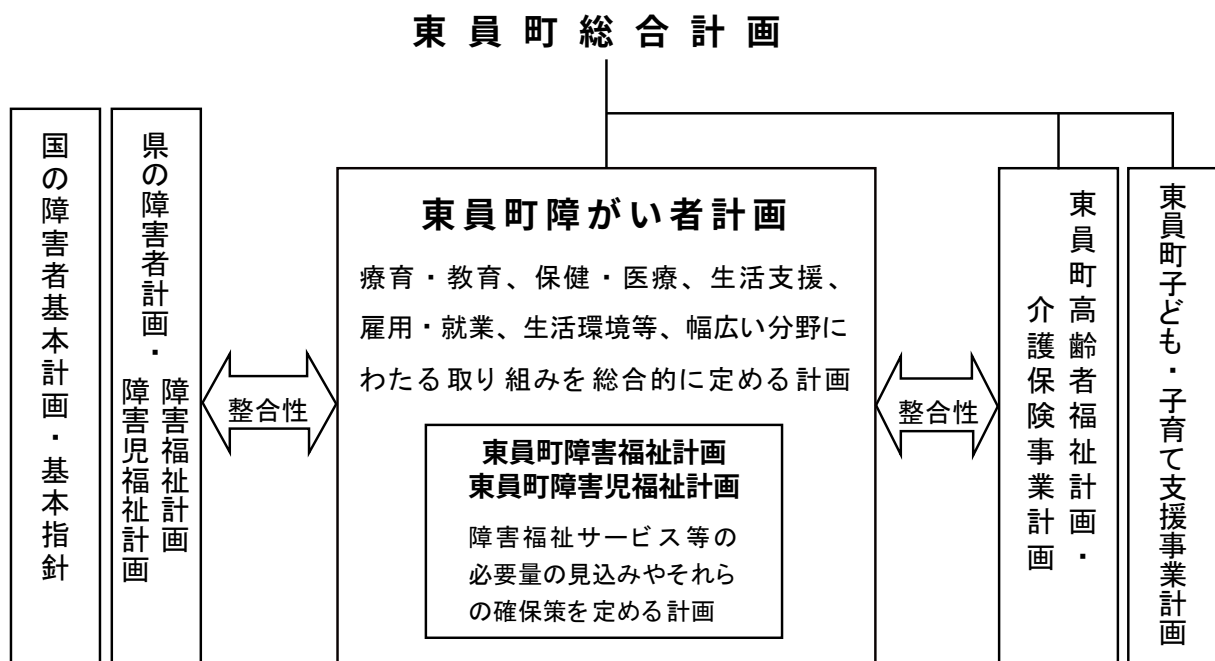
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

図 1-1 関連計画との位置づけ



3 計画の期間

第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図 1-2 計画の期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者 計画				計画（前期）				計画（当期）							
障害福祉 計画	第3期計画														
				第4期計画											
								第5期計画							
												第6期計画			
障害児福祉 計画								第1期計画							
												第2期計画			

4 計画の対象者および障がいのある方の範囲

計画の対象者は、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、難病等の方です。

平成 25 年 4 月から、障がいのある方の定義に新たに追加された難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）については、制度の隙間のない支援を提供する観点の下、令和元年 7 月から対象となる疾病が 361 へ拡大され、より多くの難病等の方が、障害福祉サービス等の対象となっています。

●障害者総合支援法（抜粋）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法*（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項 に規定する障害児をいう。

●児童福祉法（抜粋）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法*（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項 に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項 の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

5 計画の策定体制

本計画は、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメント*を募集するとともに、障がい者（児）団体や各種関係機関等で構成する本町障がい者協議会*による協議を経て、策定しました。

なお、障害福祉サービス等に関する現状と課題の把握、整理にあたって、福祉団体やサービス提供事業所に質問紙調査を行うとともに、必要によりヒアリング調査を行いました。また、本町内に住所を有する身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者に対しても、質問紙調査法によるアンケートを実施しました。

第2章 障がいのある方等の現状

1 東員町の人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

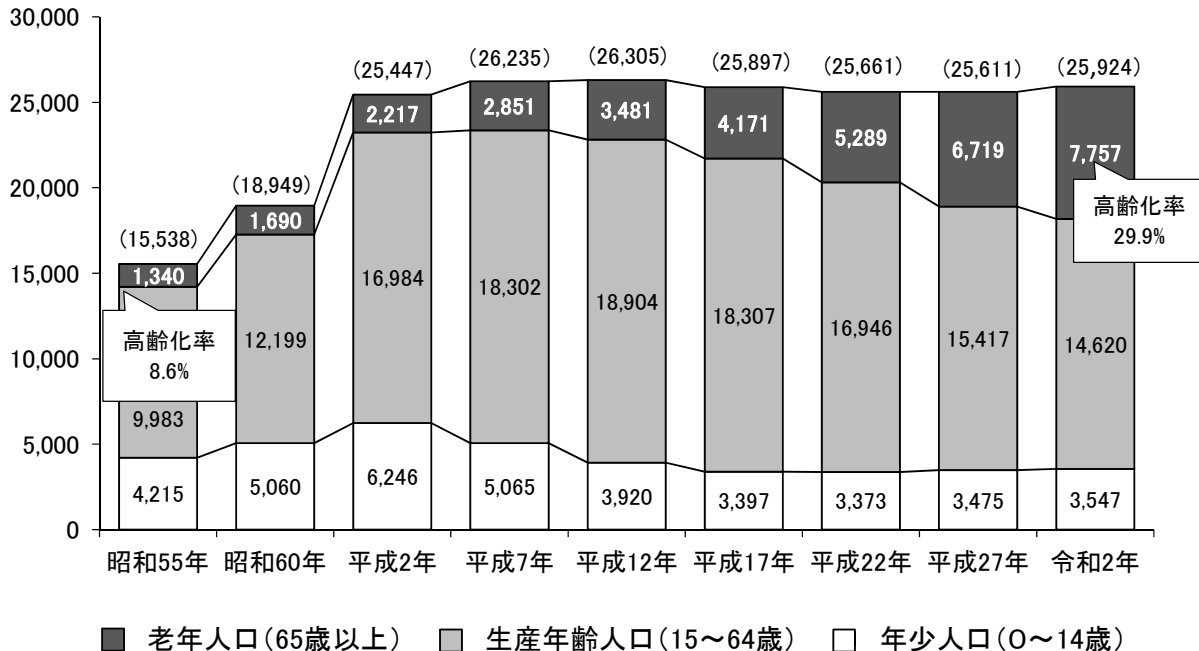
昭和 50 から 60 年代の大規模住宅団地（笹尾西・笹尾東地区、城山地区）の開発により、昭和 55 年から平成 2 年にかけて人口は約 1.6 倍に増加しました。

平成 2 年以降、緩やかな増加、減少をたどり、令和 2 年 10 月 1 日現在は 25,924 人となっています。

急激な高齢化の波は本町においても例外でなく、総人口に占める老年人口の割合となる高齢化率では、昭和 55 年の 8.6%から平成 22 年には 20%を超え、令和 2 年 10 月 1 日現在は 29.9%と増加の一途をたどっています。なお、日本全国の統計における高齢化率は、令和元年に 28.4%となっています。

年少人口（0～14 歳）については、平成 2 年から平成 22 年まで減少していましたが、特に神田、稲部地域のミニ開発が進み、平成 22 年以降は増加しています。

図 2-1 年齢 3 区分別人口の推移



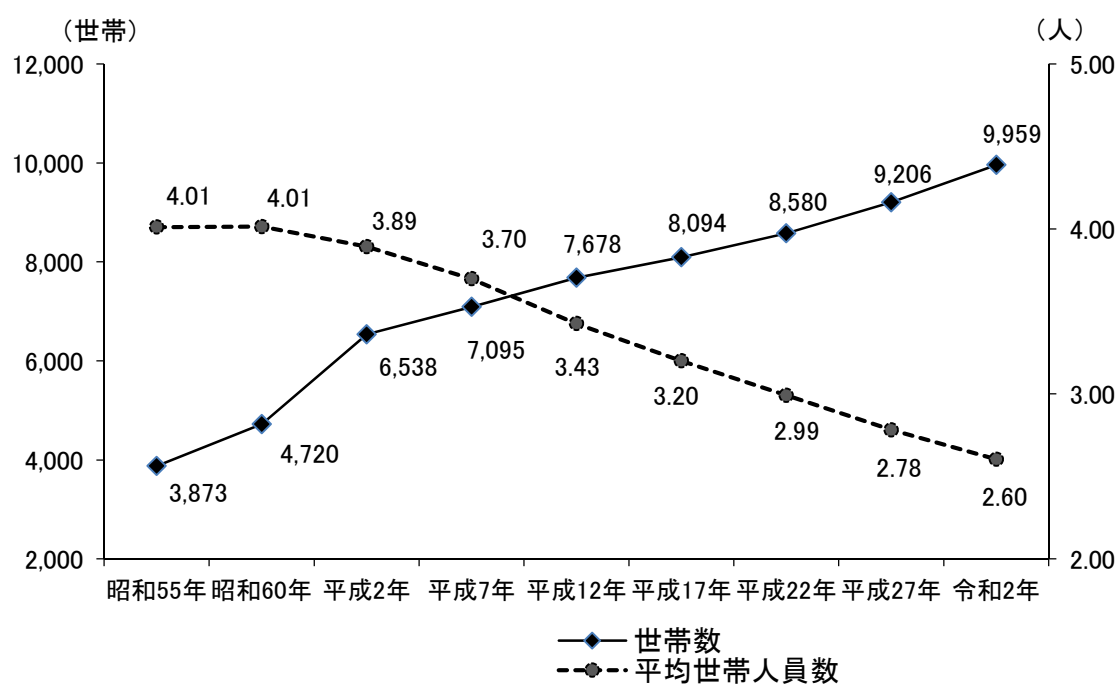
資料：昭和55年から平成27年までは国勢調査。令和2年は、10月1日現在の住民基本台帳人口。

* 国勢調査において総人口には年齢不詳を含むため、3区分の合計と合わない年がある。

(2) 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移

日本の核家族化は昭和 50 年にピーク（約 64%）を向かえ、それ以降は徐々に低下していますが、本町における一世帯当たりの平均世帯人員数は、昭和 60 年以降、世帯数の増加に反比例して徐々に減少しています。即ち、本町においては核家族化が増加傾向にあると言えます。核家族化の増加により、家族間での介護の負担が大きくなることから、介護サービスや施設など社会資源の整備が求められます。

図 2-2 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移



資料：昭和55年から平成27年まで国勢調査。令和2年は、10月1日現在の町人口統計表。

* 令和2年については、町人口統計表に基づく、人口の計と世帯数を用いている。

2 障がいのある方の人数の推移

(1) 身体障がいのある方の人数の推移

令和 2 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は 876 人となり、平成 27 年 3 月 31 日から比べると 11 人減少しています。

年齢別では、18 歳未満の方の増減は平成 27 年（16 人）からみてもほぼ横ばいであり（令和 2 年は 20 人）、18 歳以上の方は毎年減少していましたが、令和 2 年に増加しています。

障がい種別では、平成 27 年から令和 2 年にかけて、内部障がい者が増加し、肢体不自由者が減少、視覚障がい者、聴覚・平衡機能障がい者、音声・言語・そしゃく機能障がい者は横ばいになっています。

障がい種別毎の障がい等級の割合を多い順から並べると以下ようになります。

- ・視覚障がい者：1 級、2 級、5 級、4 級、6 級、3 級
- ・聴覚・平衡機能障がい者：6 級、2 級、4 級、3 級、1 級（5 級は 0 人）
- ・音声・言語・そしゃく機能障がい者：3 級、4 級（1 級、2 級、5 級、6 級は 0 人）
- ・肢体不自由者：4 級、2 級、3 級、1 級、5 級、6 級
- ・内部障がい者：1 級、4 級、3 級、2 級（5 級、6 級は 0 人）

年齢構成では、どの障がい種別を見ても 65 歳以上の方が約 60～70%を占めています。

表 2-1 障がい種別・年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	平成 27～令和 2 年 の増加率
障 が い 種 別	視覚障がい者	46	44	43	47	48	49	106.5
	聴覚・平衡機能障がい者	82	82	80	82	79	81	98.8
	音声・言語・そしゃく機能 障がい者	10	11	10	12	12	11	110.0
	肢体不自由者	461	459	451	441	435	431	93.5
	内部障がい者	288	288	296	287	284	304	105.6
	心臓	166	170	172	160	154	158	95.2
	呼吸器	19	20	20	21	14	15	78.9
	腎臓	67	64	68	71	80	87	129.9
	膀胱・直腸	33	31	32	30	31	39	118.2
	小腸	0	0	0	1	1	1	—
	その他	3	3	4	4	4	4	133.3
年 齢 別	0～17 歳	16	17	18	17	20	20	125.0
	18 歳以上	871	867	862	852	838	856	98.3
合 計		887	884	880	869	858	876	98.8

各年 3 月 31 日現在 単位：人 増加率：%

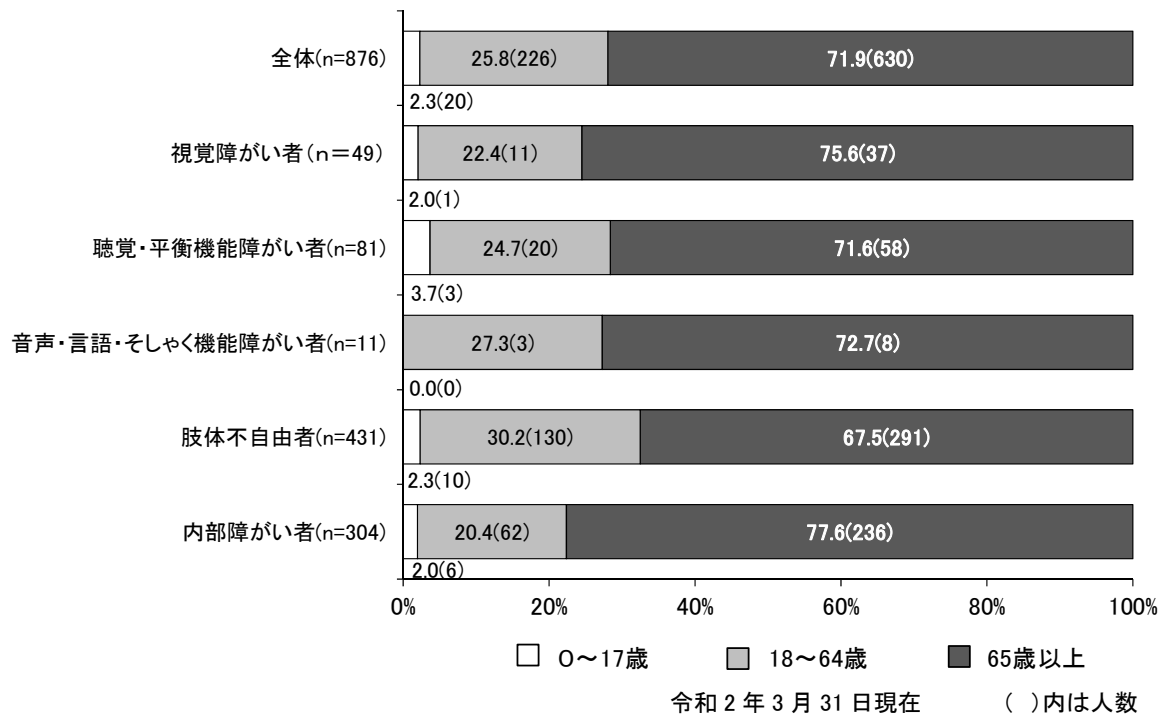
表 2-2 障がい種別にみる障がい等級

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい者	17	12	2	6	9	3	49
	34.7	24.5	4.1	12.2	18.4	6.1	100.0
聴覚・平衡機能障がい者	7	20	8	19	0	27	81
	8.6	24.7	9.9	23.5	0.0	33.3	100.0
音声・言語・そしゃく機能障がい者	0	0	7	4	0	0	11
	0.0	0.0	63.6	36.4	0.0	0.0	100.0
肢体不自由者	76	84	83	133	31	24	431
	17.6	19.5	19.3	30.9	7.2	5.6	100.0
内部障がい者	168	2	55	79	0	0	304
	55.3	0.7	18.1	26.0	0.0	0.0	100.0
全 体	268	118	155	241	40	54	876
	30.6	13.5	17.7	27.5	4.6	6.2	100.0

令和 2 年 3 月 31 日現在

上段：人 下段：割合

図 2-3 障がい種別にみる年齢構成



(2) 知的障がいのある方の人数の推移

令和2年3月31日現在の療育手帳所持者数は155人となり、平成27年3月31日から比べると28人増加（約1.2倍）しており、毎年徐々に増加しています。

年齢別では、18歳未満の方と18歳以上の方ともに平成27年からほぼ毎年増加しています。

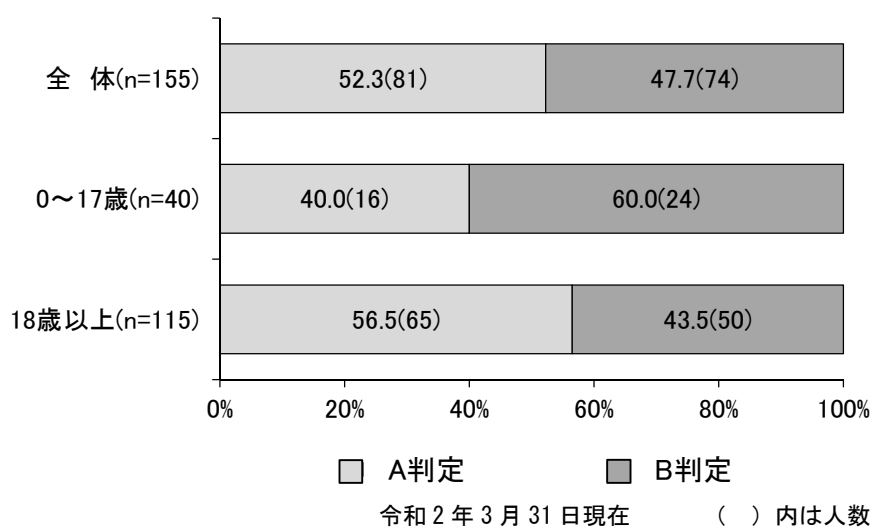
障がい等級では、平成27年3月31日現在と比べると、A判定とB判定ともに増加しています。年齢別でも、18歳未満、18歳以上どちらの年齢区分でも、A判定、B判定ともに増加しています。

表 2-3 障がい等級別・年齢別の療育手帳所持者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	平成27～令和2年の増加率
知的障がい者	127	130	137	144	152	155	122.0
A判定	65	68	74	76	80	81	124.6
B判定	62	62	63	68	72	74	119.4
18歳以上	102	103	111	112	113	115	112.7
A判定	59	60	64	64	64	65	110.2
B判定	43	43	47	48	49	50	116.3
0～17歳	25	27	26	32	39	40	160.0
A判定	6	8	10	12	16	16	266.7
B判定	19	19	16	20	23	24	126.3

各年3月31日現在 単位：人 増加率：％

図 2-4 年齢別にみる療育手帳所持者の障がい等級



(3) 精神障がいのある方の人数の推移

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は178人となり、平成27年3月31日から比べると82人増加（約1.9倍）しており、ほぼ毎年増加しています。

等級別では、いずれの等級も増加していますが、特に2級と3級では平成27年3月31日から比べると1.9倍を超えています。

精神通院医療受給者数においては、令和2年3月31日現在346人となり、毎年徐々に増加しています。

表 2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者および精神通院医療受給者数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	平成 27～令和 2 年の増加率
精神障がい者	96	92	121	147	161	178	185.4
1 級	15	15	16	18	21	22	146.7
2 級	58	54	76	98	104	112	193.1
3 級	23	23	29	31	36	44	191.3
18 歳以上	93	89	119	144	158	173	186.0
1 級	14	14	15	17	20	21	150.0
2 級	57	52	75	96	102	109	191.2
3 級	22	23	29	31	36	43	195.5
0～17 歳	3	3	2	3	3	5	166.7
1 級	1	1	1	1	1	1	100.0
2 級	1	2	1	2	2	3	300.0
3 級	1	0	0	0	0	1	100.0
精神通院医療受給者数	278	307	313	327	334	346	124.5

各年 3 月 31 日現在 単位：人 増加率：%

(4) 指定難病*・小児慢性特定疾病*患者数の推移

令和2年3月31日現在の指定難病患者数は194人となり、平成27年3月31日から比べると5人減少しています。

疾病別の患者数が10人以上の疾病は以下のとおりです。

- ・潰瘍性大腸炎（30人） ・パーキンソン病関連疾患（27人）
- ・全身性エリテマトーデス（12人）

令和2年3月31日現在の小児慢性特定疾病患者数は18人となり、毎年若干の増減を繰り返しています。

疾病別の患者数が比較的多い疾病は以下のとおりです。

- ・悪性新生物（3人） ・慢性心疾患（3人） ・内分泌疾患（3人）

表 2-5 指定難病患者数の推移

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
球脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	2	1
筋萎縮性側索硬化症	4	4	3	3	3	3
脊髄性筋萎縮症		1	1	1	1	1
進行性核上性麻痺		1	1	3	3	6
パーキンソン病関連疾患	17	15	18	22	26	27
大脳皮質基底核変性症		1	2	2	2	2
重症筋無力症	6	7	7	6	5	5
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	7	8	6	6	5
多系統萎縮症	2	2	2	2	5	3
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	6	6	6	6	4	3
もやもや病	6	6	6	3	3	3
全身性アミロイドーシス	1		1	1	2	2
神経線維腫症						1
天疱瘡	1	2	2			1
膿疱性乾癬（汎発型）	1	1	1	1	1	1
高安動脈炎		2	2	1	1	1
顕微鏡的多発血管炎		2	2	1		1
多発血管炎性肉芽腫症		1	1			
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症						1
悪性関節リウマチ	2	2	2	1	1	1
全身性エリテマトーデス	11	10	10	10	9	12
強皮症／皮膚筋炎および多発性筋炎	13	15				
皮膚筋炎／多発性筋炎			8	7	6	5
全身性強皮症			7	6	6	7
混合性結合組織病	4	4	3	1	1	1
シェーングレン症候群		2	2	2	3	3
ベーチェット病	2	1	1	1	1	2
特発性拡張型心筋症	8	8	8	5	4	3
肥大性心筋症	2	1	2	2	1	1
再生不良性貧血	1	1	1			
特発性血小板減少性紫斑病	5	4	3	2	1	2
I g A 腎症				1	1	2
多発性嚢胞腎		1	1	1	2	2
黄色靱帯骨化症	1	2	1	2	4	3
後縦靱帯骨化症	9	10	10	11	12	9
広範脊柱管狭窄症	1	1	1	1	1	
特発性大腿骨頭壊死症	3	4	3	4	4	4
下垂体性 PRL 分泌亢進症		1	1	1	1	
下垂体前葉機能低下症		3	4	3	3	3
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）				1	1	1
サルコイドーシス	6	6	7	5	4	4
特発性間質性肺炎	1	2	1	3	1	4
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	2	2	1	1
リンパ管筋腫症	1	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	6	4	5	5	3	3

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
原発性胆汁性胆管炎	3	1	1			1
クローン病	7	6	7	7	9	9
潰瘍性大腸炎	52	44	44	36	34	30
筋ジストロフィー				1	1	1
脊髄空洞症				1	1	1
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）						1
エプスタイン病			1	1	1	1
アルポート症候群					1	1
一次性ネフローゼ症候群		1			1	4
アラジール症候群			1			
結節性動脈周囲炎	2					
大動脈炎症候群	1					
ウェゲナー肉芽腫症	1					
間脳下垂体機能障害	3					
I g G 4 関連疾患				1	2	2
好酸球性副鼻腔炎				1	1	1
特発性多中心性キャッスルマン病					1	1
合計	199	195	203	185	188	194

各年 3 月 31 日現在

表 2-6 小児慢性特定疾病患者数の推移

疾患名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
悪性新生物	4	5	4	4	3	3
慢性腎疾患	1	2	2	2	2	2
慢性呼吸器疾患	2	2	2	1	1	1
慢性心疾患	3	4	2	2	3	3
内分泌疾患	4	7	4	5	6	3
糖尿病	2	2	2	2	2	2
先天性代謝異常				1	2	2
免疫疾患			1			
神経・筋疾患			2	1		
慢性消化器疾患	4	5	1	1	2	2
合 計	20	27	20	19	21	18

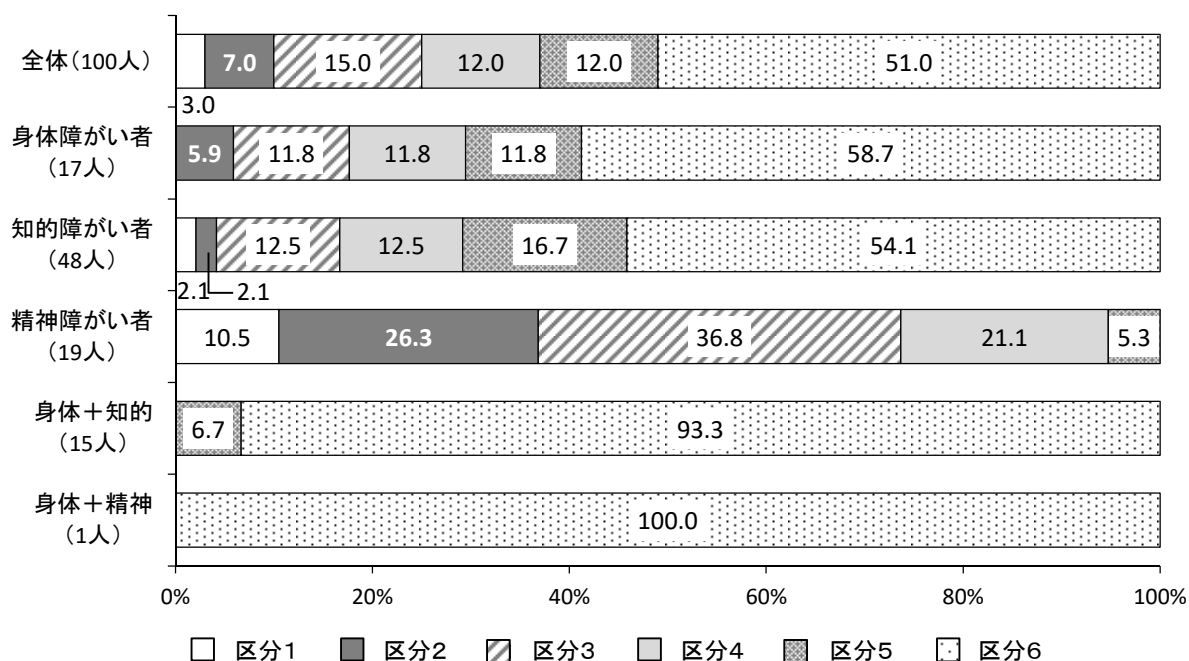
各年 3 月 31 日現在

3 障害支援区分*の認定状況

障がい者全体でみると、区分6の割合が約5割と最も高くなっています。

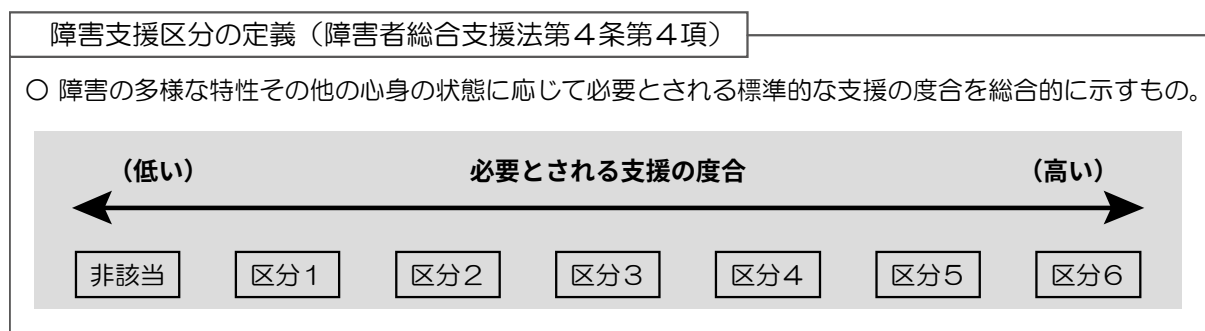
障がい種別でみると、身体障がい者、知的障がい者では区分6、精神障がい者では区分3の割合が最も高くなっています。

図 2-5 障害支援区分の認定状況



令和2年3月31日現在

※障害支援区分とは



4 障がいのある方を取り巻く現状

(1) 障がい児保育

町内6カ所の保育園・幼稚園で障がい児保育を実施しており、令和2年4月1日現在は44人が利用しています。利用者数は平成29年から平成30年にかけて大きく減少していますが、以降増加しています。

表 2-7 障がい児保育の園児数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
実施箇所数(カ所)	6	6	6	6	6	6
利用者数(人)	48	67	62	36	39	44

各年4月1日現在

(2) 特別支援教育*

令和2年4月1日現在の本町の特別支援学級設置数は、小学校15、中学校4の計19学級で、小・中学生合わせて85人の方が在籍しています。また、令和2年4月1日現在の本町の特別支援学校の在籍者数は、小・中学校合わせて11人となっています。

表 2-8 特別支援学級の児童・生徒数の推移

小学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学級数(学級)	13	16	15	13	14	15
在学者数(人)	45	46	47	58	64	65
高学年(人)	14	12	12	19	21	17
中学年(人)	11	19	20	16	19	27
低学年(人)	20	15	15	23	24	21

各年4月1日現在

中学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学級数(学級)	3	4	4	4	4	4
在学者数(人)	10	14	15	21	17	20

各年4月1日現在

表 2-9 特別支援学校の児童・生徒数の推移

小学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学校在学者数	5	6	8	6	6	9

各年4月1日現在 単位:人

中学校						
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学校在学者数	2	3	4	4	3	2

各年4月1日現在 単位:人

(3) 障がい者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律*」では、事業主に対してその雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率*）以上になるよう義務づけています。法定雇用率は令和3年3月1日から、民間企業（従業員43.5人以上）では2.3%、国、地方公共団体等では2.6%となっています。

表 2-10 一般企業における障がい者の雇用状況

	A	B	C
	雇用義務対象 事業所数(事業所)	雇用義務達成 事業所数(事業所)	達成企業の割合 (%)
桑名公共職業安定所	144	82	56.9

	身体	知的	精神	その他	合計
D 求職登録者数内訳(人) (うち、東員町)	119 (16)	33 (2)	191 (19)	7 (0)	350 (37)

令和元年6月1日現在

※A、B、Cは、桑名公共職業安定所管内に本社のある常用労働者数45.5人以上企業における障害者雇用状況報告による。

(4) 町内施設等利用者

町内施設等の利用状況をみると、「生活介護ステーション TOIN あーち」を利用している方が多くなっています。サービスの種類別でみると、「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。

表 2-11 令和2年3月・9月現在の町内施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	利用者数	
		R2.3現在	R2.9現在
居宅介護	ヘルパーステーションあいあい	6	8
	東員町ホームヘルパーステーションふれあい	14	14
	なでしこの家	1	1
	ナーシングホームもも	8	7
行動援護	ヘルパーステーションあいあい	3	4
重度訪問介護	ヘルパーステーションあいあい	0	1
生活介護	生活介護ステーションTOINあーち	27	27
就労継続支援A型	シグマファームとういん	4	5
就労継続支援B型	TOINいずみ	16	15
短期入所	つくしの家	0	1
	サポートハウスふらっと短期入所	0	0
	つくしの家第2	0	0
	なずな	12	10
共同生活援助 (グループホーム)	つくしの家	4	4
	ゆきわり草第2	4	4
	つくしの家第2	5	5
	ふきのとう	9	9
	グループホームTOIN	4	4
計画相談支援	障害者相談支援事業所 いずみ	14	12
	地域相談支援事業所 ふれあい	13	12
児童発達支援	デイズ	5	3
	デイズ+	0	0
	サインポスト東員	2	1
放課後等デイサービス	デイズ	12	10
	デイズ+	9	9
	ここいく東員教室	16	14
	サインポスト東員	0	4
	でいず・りんく	0	6
	このて	0	1
障害児相談支援	障害者相談支援事業所 いずみ	7	2
	地域相談支援事業所 ふれあい	7	5

単位: 人

(5) 町外施設等利用者

町外施設等利用者は以下のとおりです。

表 2-12 令和2年3月・9月現在の町外施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数	
			R2.3現在	R2.9現在
居宅介護	ニチイケアセンター桑名	桑名市	1	1
	アクティブ居宅介護	桑名市	0	1
	ぶどうの家	四日市市	0	1
生活介護	生活介護事業所あじさいの家	いなべ市	3	3
	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2
	多機能型事業所Leaf	桑名市	1	1
	すずかぜ	鈴鹿市	1	1
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	4	4
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1
	社会福祉法人 青い鳥会彦根学園	滋賀県彦根市	1	0
	済美寮	伊勢市	1	1
	スマイルいなば	津市	0	1
	ゆうとぴあ恵愛	愛知県津島市	0	1
	すら〜ぶ	滋賀県彦根市	0	1
自立訓練(生活訓練)	イロドリーGakuen	桑名市	0	1
	事業所さんさん	鈴鹿市	1	1
就労移行支援	アクア	桑名市	2	3
	ヴェルチュ〜Vertu〜	桑名市	4	4
	フェーズワン	桑名市	1	1
	Notoカレッジ	愛知県名古屋	1	1
就労継続支援(A型)	絆	いなべ市	2	2
	ひだまり	桑名市	1	1
	みらいサポート三重	桑名市	2	2
	はあぶこうぼう	桑名市	1	1
	アネラ桑名	桑名市	2	2
	就労継続支援A型すずらん農園	桑名市	1	1
	サイクルサービス名古屋	愛知県名古屋	1	1
	こころ	四日市市	1	1
	たんぽぽ	桑名市	1	0
	ルアナ	桑名市	1	1
	ききょう	桑名市	1	1
	ピュア	桑名市	0	5
	わたる	桑名市	0	3
就労継続支援(B型)	あじさい	いなべ市	3	2
	エコム	桑名市	1	1
	篠立きのこ園	いなべ市	1	1
	ワークショップみらい	桑名市	1	1
	ワークルーム桑友	桑名市	3	2
	いーばしよ	桑名市	1	1
	オリーブ	愛知県弥富市	1	1
	プロジェクト大地	いなべ市	1	1
	さくら	桑名市	2	2
	夢工房	桑名市	1	1
宿泊型自立訓練	オレンジ工房あげき	いなべ市	0	1
	事業所さんさん	鈴鹿市	1	1

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数	
			R2.3現在	R2.9現在
療養介護	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市	1	0
	やまと精神医療センター	奈良県大和郡山市	1	1
短期入所	スマイルいなば	津市	1	1
	エビノ園	四日市市	1	1
	マハナ	いなべ市	1	1
	てまり花	いなべ市	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	なでしこ2	いなべ市	3	3
	グループホームたちばな	滋賀県彦根市	1	1
	聖母の家ホーム	四日市市	2	2
	ファミリアの家	桑名市	2	2
	グループホームあやめ	桑名市	2	2
施設入所支援	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	2	2
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2
	済美寮	伊勢市	1	1
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1
	ゆうとびあ恵愛	愛知県津島市	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1
計画相談支援	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	6	9
	ふわり	桑名市	0	1
	アイリス	いなべ市	0	1
	彦根学園	滋賀県彦根市	1	1
	ブルーム	四日市市	1	1
	きれいライフステーション	鈴鹿市	0	1
	希	四日市市	0	2
	くじら計画団 栄生吉	愛知県名古屋市中	0	1
	まちかど福祉ステーション	奈良県桜井市	1	0
	のとファイブ	岐阜県大垣市	1	1
就労定着支援	ヴェルチュ〜Vertu〜	桑名市	1	2
児童発達支援	子どもの広場桑名	桑名市	2	1
	ポレポレ	いなべ市	1	1
	子どもの広場四日市	四日市市	0	1
放課後等デイサービス	スリール	桑名市	4	3
	アプリ児童デイサービス桑名野田	桑名市	3	2
	放課後等デイサービスikikata	四日市市	1	2
	放課後等デイサービスここいく員弁教室	いなべ市	12	12
	だんて	桑名市	1	1
	放課後等デイサービス ねくすと	いなべ市	3	2
	チャイルドウィッシュ桑名	桑名市	1	0
	重症心身障がい児デイサービス どリーむ	菰野町	1	1
	放課後等デイサービスオハナ	いなべ市	1	1
	レーヴ	四日市市	1	0
障害児相談支援	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	1	4
	プランゲート	桑名市	0	3
	ハナミズキ	桑名市	0	2

単位:人

（６）地域生活支援事業所（町内外）の利用状況

令和２年３月現在の地域生活支援事業所の利用状況をみると、町内では「移動支援」の利用者が３１人となっています。

同様に町外の事業所の利用状況をみると「日中一時支援」の利用が多くなっています。

表 2-13 地域生活支援事業所（町内）の利用状況

サービスの種類	施設名	利用者数 (R2.3現在)
移動支援	ヘルパーステーションあいあい	30
	ナーシングホームもも	1
日中一時支援	ヘルパーステーションあいあい	9
	東員町デイサービスセンターふれあい	3
	ナーシングホームもも	1
		単位：人

表 2-14 地域生活支援事業所（町外）の利用状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数 (R2.3現在)
移動支援	織りがみ	桑名市	1
日中一時支援	通所介護ほほえみ	桑名市	1
	あじさいの家	いなべ市	1
	なでしこ	いなべ市	1
	ここっと	桑名市	2
	ヴェルチュ	桑名市	1
	ふわり	桑名市	1
	ふるさと	桑名市	1
地域活動支援センター	桑ぱん	桑名市	1

単位：人

(7) 補装具*・日常生活用具*などの利用状況

令和元年度における身体障がいのある方に対する補装具の給付件数は 27 件で、平成 30 年度と比較すると横ばいです。補装具の給付品目では「補聴器」と「装具」が多くなっています。

令和元年度における身体障がいのある方に対する日常生活用具の給付件数は 188 件で、平成 30 年度と比較すると増加しています。給付品目では「ストマ装具」が圧倒的に多くなっています。その他、「紙おむつ」も比較的多くなっています。

表 2-15 補装具の給付等の状況

	平成30年度		令和元年度	
	給付	修理	給付	修理
義肢	0	1	0	0
装具	10	2	6	1
座位保持装置	0	0	3	0
盲人安全つえ	0	0	3	0
義眼	0	0	0	0
眼鏡	0	0	0	0
補聴器	10	4	8	2
車椅子	4	3	3	7
電動車椅子	1	0	0	0
歩行器	0	0	0	1
歩行補助つえ	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	0	1	0	1
その他(特例補装具 車椅子)	2	0	4	0
合 計	27	11	27	12

単位: 件

表 2-16 日常生活用具の給付状況

	平成30年度	令和元年度
特殊寝台	2	1
特殊マット	2	1
入浴担架	1	0
体位変換器	0	0
移動用リフト	1	0
入浴補助具	3	1
便器	0	0
T字杖	1	1
歩行支援用具	0	0
頭部保護帽	2	1
火災警報器	0	0
自動消火器	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0
動脈血中酸素飽和度測定器	0	1
ネブライザー(吸入器)	1	1
電気式たん吸引器	4	2
盲人用体重計	0	0
点字器	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	0
視覚障害者用拡大読書器	1	2
盲人用時計	1	0
携帯用会話補助装置	0	0
聴覚障害者用通信装置	0	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0
人工喉頭	1	2
ストマ装具	84	122
紙おむつ	40	43
居宅生活動作補助用具	1	4
移動・移乗支援用具	0	4
透析液加温器	0	2
情報・通信支援用具	0	0
音声・色彩判別装置	0	0
合 計	146	188

単位:件

5 アンケート調査でみる障がいのある方等の状況

障害福祉計画・障害児福祉計画作成に当たり、当事者の声や障害福祉サービス等提供事業所の状況を把握するため、本町では次の3つの調査を実施しました。調査結果については、資料編 70 ページから 116 ページに掲載しています。

(1) 住民調査

本町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、令和2年7月22日から8月12日までの調査期間で、質問紙調査法による住民調査を実施しました。

配布数	有効回収数	有効回収率
1,051 件	613 件	58.3%

(2) 団体調査

本町で活動する当事者団体（5 団体）に対して、令和2年7月27日から8月21日までの調査期間で、質問紙および必要によりヒアリング調査を実施しました。

(3) 事業所調査

本町の障がいのある方が利用している主な町内外の障害福祉サービス等提供事業所（17 事業所）に対して、令和2年7月27日から8月21日までの調査期間で、質問紙および必要によりヒアリング調査を実施しました。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画



1 基本的理念

障がいのある方および障がいのある児童（以下「障がいのある方等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざします。

そのため、以下の基本的理念に基づいて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

（１）障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を提供し、その自立と社会参加の実現を図ります。

（２）障がい種別によらない障害福祉サービスの提供

本町を実施主体の基本とし、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施します。また、発達障がいのある方、高次脳機能障がい*のある方および難病等の方についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を通して、障害福祉サービスの活用を促進します。

（３）地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応した、地域生活支援の拠点づくりなどサービス提供体制の整備を進めます。また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる町民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、町民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取り組み、包括的な支援体制の構築といった取り組みを計画的に推進します。

（５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援について本町を実施主体の基本とし、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童のライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障害福祉人材の確保

障がいのある方等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の受講の促進、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組むよう図ります。

（７）障がいのある方等の社会参加を支える取り組み

障がいのある方等の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある方等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障がいのある方等がスポーツや文化芸術を楽しむなど多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方等の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

2 成果目標

国の基本指針では、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画で定める目標が示されました。本町では実績に基づき、以下のように成果目標を定めました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◀▶ 国の基本指針

- 地域生活移行者の増加
令和5年度末までに、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 福祉施設入所者の削減
令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5期障害福祉計画の到達状況

令和元年度末までの地域生活への移行者数は1人で、移行見込者数の目標の2人を達成できていません。令和元年度末の施設入所者削減者数は0人で、削減目標の1人を達成できていません。

< 第5期障害福祉計画の到達状況 >

項 目	数 値	考え方
平成28年度末の施設入所者数(A)	16人	令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
【目標値】 地域生活への移行見込者数	2人 (12.5%)	
【実績値】 令和元年度末までの地域生活への移行者数	1人 (6.3%)	
平成28年度末の施設入所者数(A)	16人	令和2年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減
令和2年度末の施設入所見込者数(B)	15人	
【目標値】 施設入所者削減見込者数(A-B)	1人 (6.3%)	
【実績値】 令和元年度末の施設入所者数(C)	16人	
【実績値】 令和元年度末の施設入所者削減者数(A-C)	0人 (0.0%)	

<年間地域生活移行者数（実績）>

項 目	第3期計画			第4期計画			第5期計画	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
年間地域生活移行者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

成果目標

令和元年度末時点の施設入所者数 16 人のうち、地域生活へ移行する方の目標値を 1 人、施設入所者削減目標値を 1 人と設定します。

目標にあたっては、地域生活への移行を進めるため、地域移行支援事業を始め、サービス提供体制の整備を図ります。

<第6期障害福祉計画の目標値>

項 目	数 値	考え方
令和元年度末の施設入所者数（A）	16 人	令和5年度末までに、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
【目標値】 地域生活への移行見込者数	1 人 (6.3%)	
令和元年度末の施設入所者数（A）	16 人	令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から 1.6%以上削減
令和5年度末の施設入所見込者数（B）	15 人	
【目標値】 施設入所者削減見込者数（A－B）	1 人 (6.3%)	

（２）地域生活支援拠点等有する機能の充実

◀▶ 国の基本指針

○地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。

第５期障害福祉計画の到達状況

地域生活支援拠点等は現在調整しており、令和３年度中に整備するように協議中です。

成果目標

今後、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、親元からの自立を希望する方を含めた支援等を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を行い、地域での暮らしの安心感を担保する必要があります。

本町では、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、共同生活援助（グループホーム）への入居等の体験の機会および場の提供、短期入所（ショートステイ）の利便性・対応力の向上等による「緊急時の受入体制の確保」に対応できるよう、地域相談支援を窓口として、既存の地域支援機能を活用し、面的な地域生活支援拠点整備をめざします。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上の運用状況検証および検討をめざします。

<第６期障害福祉計画の目標値>

項 目	数 値	考え方
【目標値】 令和５年度末の地域生活支援拠点等の確保	１カ所	既存の地域支援機能を活用し、面的な地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能の充実をめざす。
【目標値】 年１回以上運用状況の検証および検討	有	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証および検討する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

◀▶ 国の基本指針

○一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上をめざすこととする。

○就労定着支援事業の利用者の増加

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

○就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

第5期障害福祉計画の到達状況

一般就労移行者数については、平成29年度に1人、平成30年度に3人、令和元年度に5人の方が福祉施設を退所し、一般就労しています。令和元年度の年間一般就労移行者は5人で、目標の6人に達成しませんでした。

就労移行支援事業利用者数については、令和元年度末時点で9人となっており、目標の3人を達成しました。

また、就労移行支援事業所については、町内では令和元年度末時点で0カ所となっています。

平成31年4月から就労定着支援を利用している1人は、1年後の令和2年においても一般就労中であり、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率は100%で目標を達成しています。

<第5期障害福祉計画の到達状況>

項 目	数 値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数（A）	4人	令和2年度中に一般就労へ移行する方が、平成28年度実績の1.5倍以上
【目標値】 令和2年度の年間一般就労移行見込者数（A×1.5以上）	6人 (150%)	
【実績値】 令和元年度の年間一般就労移行者数	5人 (125%)	
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	2人	令和2年度末の就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末から2割以上増加
【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業利用見込者数（B×120%以上）	3人 (150%)	
【実績値】 令和元年度末の就労移行支援事業利用者数	9人 (450%)	
令和2年度末の就労移行支援事業所見込数（C）	事業所なし	令和2年度末に、就労移行支援事業所の5割以上が就労移行率3割以上を達成
【目標値】 令和2年度末の就労移行率3割以上の事業所見込数（C×50%以上）	事業所なし	
令和元年度末の就労移行支援事業所数	事業所なし	
【実績値】 令和元年度末の就労移行率3割以上の事業所数	事業所なし	

項 目	令和元年度	令和2年度	考え方
【目標値】 職場定着率	100%	100%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率が8割以上
【実績値】 職場定着率	該当者なし	100%	

<年間一般就労移行者数（実績）>

項 目	第3期計画			第4期計画			第5期計画	
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年間一般就労移行者数	0人	0人	2人	4人	4人	1人	3人	5人

成果目標

令和5年度の年間一般就労移行見込者数を8人とします。この際、就労移行支援事業利用者の移行見込者数を3人、就労継続支援（A型）事業利用者の移行見込者数を4人、就労継続支援（B型）事業利用者の移行見込者数を1人と設定します。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すると目標を設定します。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上と目標を設定します。

<第6期障害福祉計画の目標値>

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の年間一般就労移行者数（A）	5人	令和5年度中に一般就労へ移行する方が、令和元年度実績の1.27倍以上
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行見込者数（ $A \times 1.27$ 以上）	8人 (160%)	
就労移行支援事業所利用者の令和元年度中の一般就労への移行者数（B）	2人	就労移行支援事業所利用者の令和5年度中に一般就労へ移行する方が令和元年度実績の1.30倍以上
【目標値】 就労移行支援事業所利用者の令和5年度中の一般就労への移行見込者数（ $B \times 1.30$ 以上）	3人 (150%)	
就労継続支援（A型）事業所利用者の令和元年度中の一般就労への移行者数（C）	3人	就労継続支援（A型）事業所利用者の令和5年度中に一般就労へ移行する方が令和元年度実績の1.26倍以上
【目標値】 就労継続支援（A型）事業所利用者の令和5年度中の一般就労への移行見込者数（ $C \times 1.26$ 以上）	4人 (133%)	
就労継続支援（B型）事業所利用者の令和元年度中の一般就労への移行者数（D）	0人	就労継続支援（B型）事業所利用者の令和5年度中に一般就労へ移行する方が令和元年度実績の1.23倍以上
【目標値】 就労継続支援（B型）事業所利用者の令和5年度中の一般就労への移行見込者数（ $D \times 1.23$ 以上）	1人	

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	6人 (75%)
【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	7割

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

◀▶ 国の基本指針

- 児童発達支援センター*の設置
令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 保育所等訪問支援の充実
令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児*を支援する事業所の確保
令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター*の配置
令和５年度末までに、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第１期障害児福祉計画の到達状況

児童発達支援センターの設置については、桑員圏域の中で１カ所整備するように現在進めているところです。

保育所等訪問支援を利用できる体制については、町内に重症心身障害児向けの事業所が令和２年４月に開所されました。近隣では四日市市内に３カ所事業所があります。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保については、町内に重症心身障害児向けの事業所が令和２年４月に開所されました。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、障がい者協議会を設置し、年２回以上協議の場を設けています。また、医療的ケア児支援のための専門部会も設け、年に数回協議の場を設けています。

＜第1期障害児福祉計画の到達状況＞

項 目	数 値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1カ所	令和2年度末までに、児童発達支援センターを圏域での設置
【実績値】 児童発達支援センターの設置	0カ所	
【目標値】 保育所等訪問支援の充実	有	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【実績値】 保育所等訪問支援の充実	有	
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	1カ所以上	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を圏域での確保
【実績値】 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	1カ所	
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【実績値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	

成果目標

児童発達支援センターの設置については、桑員圏域の中で1カ所整備するように現在進めているところです。

保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保については、町内に令和2年4月に開所されました。その事業所を中心に支援を実施します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、障がい者協議会の年2回以上の開催や、専門部会・e-ケアネットそういん*を年4回以上開催し、協議します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するよう努めます。

<第2期障害児福祉計画の目標値>

項 目	数 値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1カ所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを圏域での設置
【目標値】 保育所等訪問支援の充実	有	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	1カ所以上	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を圏域での確保
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	有	令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域での設置およびコーディネーターの配置

(5) 相談支援体制の充実・強化

◀▶ 国の基本指針

○相談支援体制の充実・強化

令和5年度末までに、市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

成果目標

令和5年度末までに、圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するよう努めます。

目標にあたっては、平成29年度に開始した基幹相談支援事業を相談支援体制の中核と位置づけ、総合的・専門的な相談の実施に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

◀▶ 国の基本指針

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

成果目標

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築するよう努めます。

目標にあたっては、多様となっている障害福祉サービスが円滑に実施され、利用者が真に必要とするサービスが提供されるよう、情報把握に努めるとともに、県等が実施している各種研修等の受講促進を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに努めます。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期障害福祉計画の到達状況

協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については、既に設置済みであり、障がい者協議会や専門部会によりさまざまな協議を重ねています。

＜第5期障害福祉計画の到達状況＞

項 目	数 値	考え方
【目標】 令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	有	協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
【実績】 令和元年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	有	

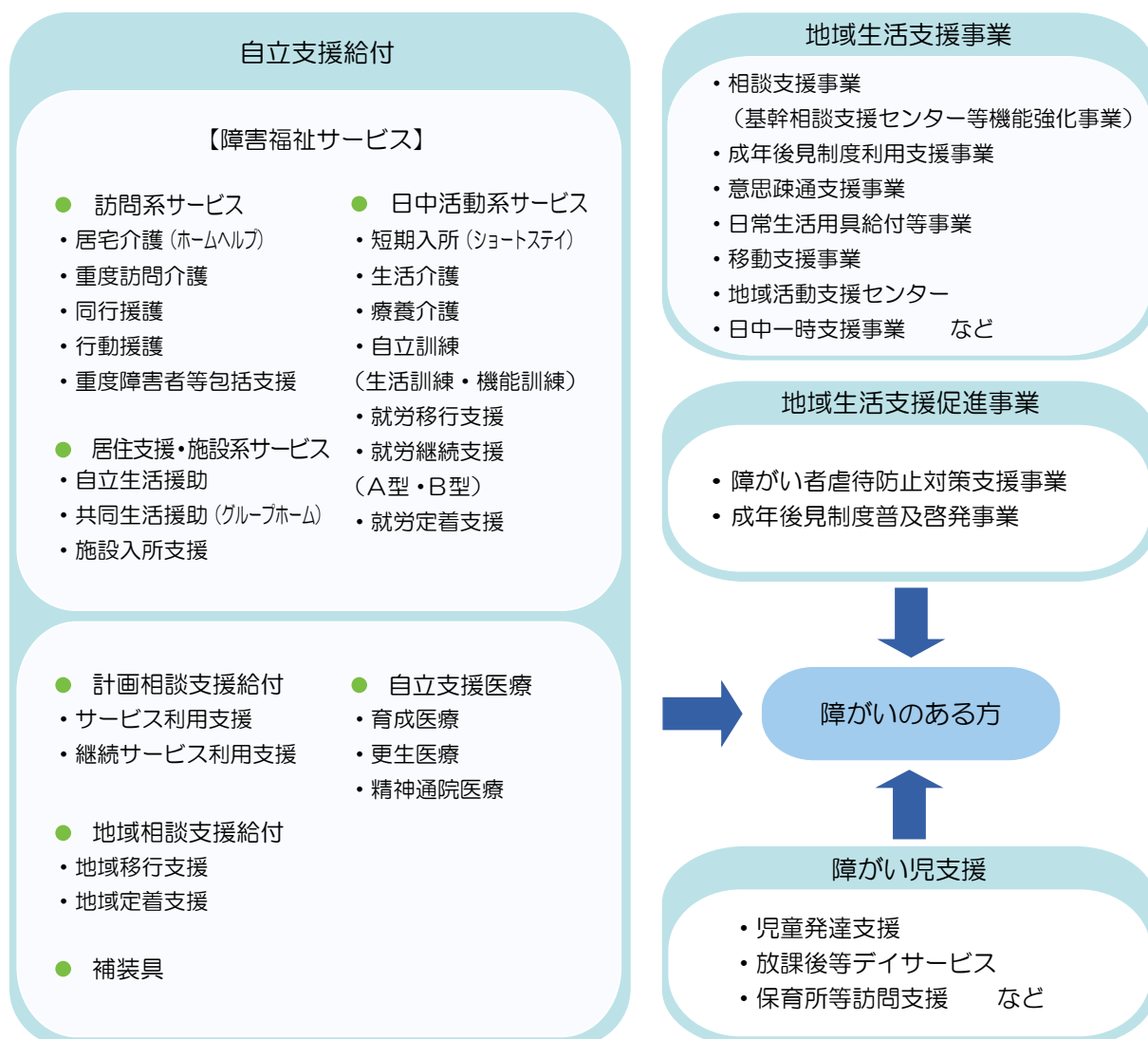
3 サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

「自立支援給付」は、障がいの種別に関わらず全国共通の仕組みで提供されるサービスです。「自立支援給付」には個々の障がいの状態や介護者、居住の状況に応じ、必要な支援の量が支給決定される「障害福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特徴を踏まえ、本町の独自性を活かした仕組みで提供されるサービスです。「地域生活支援促進事業」は地域生活支援事業の中で、国として推進すべき事業を特別枠に位置づけたものです。

図 3-1 サービス体系



4 障害福祉計画

(1) 自立支援給付

(1) - 1 障害福祉サービス

ア. 訪問系サービス（介護給付）

サービス利用実績

町内に居宅介護事業所が3カ所、重度訪問介護事業所が2カ所、行動援護事業所が1カ所あります。（利用されている事業所については17ページ参照。以下同様。）

居宅介護については、平成30年度は見込み通りの利用量でしたが、令和元年度、令和2年度の利用量は見込みを大きく上回りました。利用者数はほぼ横ばいですが、1人当たりの利用量が増加したためです。

重度訪問介護については、令和元年8月から1人利用を始められ、令和元年度、令和2年度ともに、見込みを大きく上回りました。

同行援護については、各年度において1人の利用がありました。

行動援護の利用者は平成30年度、令和元年度においては利用者数、利用量ともに見込みを上回りましたが、令和2年度においてはほぼ見込み通りとなりました。

重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績はありません。

○ サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	第5期計画値	実績	第5期計画値	実績	第5期計画値
訪問系サービス計	時間	445.1	430.0	616.4	440.0	723.1	560.0
（実利用人数）	人	29	30	32	31	30	34
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	390.9	400.0	445.8	410.0	479.1	420.0
（実利用人数）	人	24	27	26	28	26	29
重度訪問介護	時間	0.0	0.0	117.6	0.0	204.0	100.0
（実利用人数）	人	0	0	1	0	1	1
同行援護	時間	2.3	0.0	3.8	0.0	1.3	10.0
（実利用人数）	人	1	0	1	0	1	1
行動援護	時間	52.0	30.0	49.1	30.0	38.7	30.0
（実利用人数）	人	4	3	4	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0

※平成30年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和2年度は3月から8月までの利用実績の平均値です。

表中の時間とは、1月当たりの延べ利用時間数を表します。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者、障がい児	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障がい者 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がい者	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症*、てんかん*等のある重度の知的障がい者・児、統合失調症*等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する方	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	A L S *等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的にを行います。

サービス見込量（活動指標）

< 算定にあたっての考え方 >

利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス 計	時間	825.0	865.0	1,045.0
（実利用見込人数）	人	34	35	37
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	550.0	570.0	590.0
（実利用見込人数）	人	28	29	30
重度訪問介護	時間	220.0	240.0	400.0
（実利用見込人数）	人	1	1	2
同行援護	時間	5.0	5.0	5.0
（実利用見込人数）	人	1	1	1
行動援護	時間	50.0	50.0	50.0
（実利用見込人数）	人	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	0.0	0.0	0.0
（実利用見込人数）	人	0	0	0

※表中の時間とは、1月当たりの延べ利用見込時間数を表します。

確保の方策

- ◆ 利用者の生活ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- ◆ 事業所に対し、専門的な知識や技能を習得する従事者養成研修等への参加を促し、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努めます。
- ◆ サービスを必要とする障がいのある方が適切にサービスを利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入促進に努めます。
- ◆ サービスを必要とする障がいのある方に対して、ホームページやしおり、ケースワーカー*などを通じて、制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス利用の促進に努めます。
- ◆ サービス従事者の高齢化に伴う人材不足を回避するため、広報やホームページで若年層への周知に努めます。

イ. 日中活動系サービス（介護給付）

サービス利用実績

町内に生活介護の事業所が1カ所、短期入所の事業所が4カ所あります。

生活介護については、各年度において利用者数はほぼ見込み通りですが、利用量は見込みを下回りました。

療養介護については、平成30年度、令和元年度において、利用者は1人でしたが、令和2年3月から新たに1人増加しました。

短期入所については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。

○ サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	第5期計画値	実績	第5期計画値	実績	第5期計画値
生活介護	人日	1,048	1,080	1,066	1,080	1,062	1,080
(実利用人数)	人	51	52	52	52	51	52
療養介護	人	1	1	1	1	2	1
短期入所	人日	35	60	40	63	49	69
(実利用人数)	人	12	20	12	21	13	22

※平成30年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和2年度は3月から8月までの利用実績の平均値です。

表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の方（施設に入所する場合は、区分4以上）	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が区分6の方。筋ジストロフィー*患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の方	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がい者、障がい児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

生活介護と短期入所（ショートステイ）については、利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。

療養介護については、1人の利用と見込みます。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,090	1,100	1,110
（実利用見込人数）	人	52	53	54
療養介護	人	1	1	1
短期入所（ショートステイ）	人日	60	65	70
（実利用見込人数）	人	14	15	16

※表中の人日とは、1月当たりの延べ利用見込日数を表します。

確保の方策

- ◆ 障がいの特性を十分理解し、適切に対応できるサービス従事者の養成・確保が重要であることから、サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- ◆ 生活介護については、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ◆ 短期入所（ショートステイ）については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。

ウ. 日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス利用実績

町内に就労継続支援 A 型と B 型の事業所がそれぞれ 1 カ所あります。

自立訓練（機能訓練）については、平成 29 年 3 月まで 1 人の利用がありました。

自立訓練（生活訓練）については、各年度において、利用量が見込みを大きく下回りました。

就労移行支援については、令和元年度、令和 2 年度において、主に若年層の利用者数が増加し、利用量が見込みを大きく上回りました。

就労継続支援（A 型）については、平成 30 年度、令和元年度において、利用者数、利用量ともにほぼ見込み通りでしたが、令和 2 年度において利用量が見込みを上回りました。

就労継続支援（B 型）については、各年度において、利用者数はほぼ見込み通りですが、利用量は見込みを上回りました。

就労定着支援については、平成 31 年 4 月から 1 人、令和 2 年 6 月から 1 人、令和 2 年 8 月から 1 人利用を始められました。令和 2 年度前期で利用者数を平均すると 1 人となりました。

○ サービス利用実績（1 月当たり）

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値
自立訓練（機能訓練）	人日	1	20	0	20	0	20
（実利用人数）	人	1	1	0	1	0	1
自立訓練（生活訓練）	人日	30	60	24	60	27	60
（実利用人数）	人	2	3	1	3	1	3
就労移行支援	人日	46	35	147	40	180	45
（実利用人数）	人	3	2	8	3	9	3
就労継続支援（A 型）	人日	348	340	380	370	425	400
（実利用人数）	人	18	19	20	21	23	23
就労継続支援（B 型）	人日	559	500	538	515	545	530
（実利用人数）	人	31	30	31	31	31	32
就労定着支援	人	0	1	1	1	1	1

※平成 30 年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和 2 年度は 3 月から 8 月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者（知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

サービス見込量（活動指標）

< 算定にあたっての考え方 >

利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	10
（実利用見込人数）	人	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	人日	40	40	60
（実利用見込人数）	人	2	2	3
就労移行支援	人日	200	220	240
（実利用見込人数）	人	10	12	14
就労継続支援（A型）	人日	540	630	720
（実利用見込人数）	人	30	35	40
就労継続支援（B型）	人日	550	560	570
（実利用見込人数）	人	31	32	33
就労定着支援	人	3	4	6

確保の方策

- ◆ 自立訓練については、県と連携しながら、発達障がいや高次脳機能障がい等に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する方がサービスの提供を受けることができるように努めます。
- ◆ 就労支援については、県やハローワーク主催の障がい者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労機会の提供に努めます。
- ◆ 就労継続支援については、工賃の確保を通じて利用者の自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法*」による製品やサービスの受注に努めます。また、企業等へ障がいのある方が提供する製品やサービスの購入・利用促進について周知を図ります。
- ◆ 就労支援事業所の職員に対しては、就労支援は専門性の高い分野であることから就労支援スキルの充実をめざして、三重障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。
- ◆ 就労定着支援については、一般企業へ就労した方が就労に伴う環境の変化によって生活面に課題が生じてしまうことも多く、今後ニーズも増加すると見込まれることから、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ◆ 特別支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障がいのある生徒等のサービス利用を促進するため、学校および関係機関との連携を図ります。
- ◆ ハローワークや障がい者団体等と連携しながら、障がいのある方の特性に応じた就労支援に努めます。

エ. 居住支援・施設系サービス

サービス利用実績

共同生活援助（グループホーム）は、町内に 5 か所あります。

自立生活援助については、平成 30 年度から新たに始まったサービスですが、町内を始め、近隣市町にサービス登録事業所はありません。

共同生活援助（グループホーム）については、各年度において見込みを上回りました。

施設入所支援については、各年度において増減はなく、16 人の利用となっています。

○ サービス利用実績（1 月当たり）

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	人	35	32	37	33	37	34
施設入所支援	人	16	16	16	16	16	15

※平成 30 年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和 2 年度は 3 月から 8 月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方	①定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除、通院状況等について課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 ②定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がい者	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分 4 以上の方	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助（グループホーム）の利用が見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

施設入所支援については、令和元年度末時点の施設入所者 16 人を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、共同生活援助（グループホーム）等での対応が困難な方の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	1
共同生活援助 （グループホーム）	人	38	39	40
施設入所支援	人	16	16	15

確保の方策

- ◆ 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いが、設置にあたっては県や近隣市町の動向を踏まえるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて、検討します。
- ◆ 障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、町の広報やホームページなどによる啓発活動を通じて、町民全体の障がいのある方に対する理解、啓発に努めます。
- ◆ 施設入所者の地域移行が進むことを基本としながら、グループホームや介護保険施設等の関係事業者と連携するとともに、適切なアセスメント*を行い、施設入所が真に必要な重度の障がいのある方には利用ができるように努めます。
- ◆ 自立生活援助については、障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）に入居している方の中で、賃貸住宅などで一人暮らしを希望する方がみえた場合、速やかに対応できるよう、広く周知を図りサービス提供体制の整備に努めます。

(1) - 2 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス利用実績

計画相談支援事業所は、町内に2カ所あります。

計画相談支援については、平成30年度、令和元年度においてほぼ見込み通りでしたが、令和2年度において見込みを上回りました。

地域移行支援、地域定着支援については、利用がありませんでした。

○ サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	第5期計画値	実績	第5期計画値	実績	第5期計画値
計画相談支援	人	27	30	30	31	36	32
地域移行支援	人日	0	5	0	10	0	15
	人	0	1	0	2	0	3
地域定着支援	人	0	1	0	2	0	3

※平成30年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和2年度は3月から8月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対して、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	38	40	42
地域移行支援	人日	0	0	5
	人	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	1

確保の方策

- ◆ 計画相談支援については、利用者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成に努めます。
- ◆ 専門機関と連携して、障がいのある方が障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- ◆ 病院や施設からの地域移行支援と、地域生活移行後の地域定着支援を活用できるよう、障がいのある方をはじめ、家族、病院、地域等の関係者への啓発活動を行い、あわせて事業の周知を図ります。
- ◆ 地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある方がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援および地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がいのある方等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

サービス利用実績

移動支援事業については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。特に令和2年度においては、大きく見込みを下回りましたが、コロナウィルス感染症の影響で外出を控えられたと思われます。

日中一時支援については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業についての実績はありませんでした。

障がい者相談支援事業所が3カ所あります。また、平成28年度から基幹相談支援センターを設置しています。

成年後見制度利用支援事業については、各年度ともに利用がありませんでした。

成年後見制度法人後見支援事業についての実績はありませんでした。

意思疎通支援事業については、いなべ市と共同して実施しており、合算で平成30年度、令和元年度において、見込みを上回りました。

日常生活用具給付等事業については、ほぼ見込み通りでした。

手話奉仕員養成研修事業については、ほぼ見込み通りでした。

地域活動支援センターについては、町内には事業所はなく、町外での利用がありました。

生活訓練等については、各年度ともに見込みを下回りました。

自動車運転免許取得費助成事業については、令和元年度に1人、自動車改造費助成事業については、平成30年度に3人の利用がありました。

○ サービス利用実績（1月当たり）

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	第5期計画値	実績	第5期計画値	実績	第5期計画値
移動支援事業 (延べ利用時間数)	時間	290.5	350	293.9	350	191.0	350
(実利用人数)	人	35	42	37	42	27	42
日中一時支援事業 (延べ利用日数)	人日	104	130	108	135	117	140
(実利用人数)	人	20	26	21	27	21	28

※平成30年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和2年度は3月から8月までの利用実績の平均値です。

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	第 5 期 計画値	実績	第 5 期 計画値	実績	第 5 期 計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
障がい者相談支援事業	実施力所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事 業	実利用者数	0	1	0	1	0	1
成年後見制度法人後見支 援事業	実施の有無	無	有	無	有	無	有
意思疎通支援事業（※）							
手話通訳者・要約筆記* 者派遣事業	実利用件数	178	100	143	100	60	100
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0	1	0	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付等件数	6	7	2	7	0	7
自立生活支援用具	給付等件数	6	7	7	7	2	7
在宅療養等支援用具	給付等件数	5	6	6	6	8	6
情報・意思疎通支援 用具	給付等件数	4	6	4	6	0	6
排せつ管理支援用具	給付等件数	345	450	443	450	296	450
居宅生活動作補助用 具（住宅改修費）	給付等件数	1	4	4	4	1	4
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者数 （登録者数）	7	7	7	7	0	7
地域活動支援センター （町内）	力所	0	0	0	0	0	0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター （町外）	力所	1	2	2	2	1	2
（実利用人数）	人	1	0	2	0	1	0
生活訓練等	実回数	30	40	20	40	14	40
	実利用者数	3	4	2	4	2	4
自動車運転免許取得費助 成事業	実利用件数	0	1	1	1	0	1
自動車改造費助成事業	実利用件数	3	1	0	1	0	1

※意思疎通支援事業はいなべ市と合算です。

※平成 30 年度、令和元年度は年間の利用実績、令和 2 年度は 4 月から 9 月までの利用実績です。

サービス概要

項 目	実 施 内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある方などの日中における活動の場を提供する事業です。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、町民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート*、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障がい者相談支援事業	障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援や、権利擁護*のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置したり、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援などをしたり、相談支援体制の強化の取り組みを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進のため、手話奉仕員等として活躍できる人材の育成のための養成研修を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

項 目	実 施 内 容
生活訓練等	視覚障がい者 1 級～3 級の希望者に対して実施します。歩行訓練士が自宅へ訪問し、希望する訓練の聞き取りを行ったうえで実施します。具体的な例として白杖を使った歩行訓練や、パソコンや携帯型拡大読書器を使った訓練を実施します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車改造に要した経費の一部を助成します。

サービス見込量（活動指標）

< 算定にあたっての考え方 >

移動支援事業、日中一時支援事業においては、現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを算出します。

日常生活用具給付等事業においては、利用実績を基本とし、対象となる障がいのある方の数の推移を勘案して、量の見込みを算出します。

その他については利用実績や本町の行政規模等を勘案して見込みます。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延べ利用見込時間数	300.0	305.0	310.0
	実利用見込者数	38	39	40
日中一時支援事業	延べ利用見込日数	140	150	160
	実利用見込者数	25	26	27

○ サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
障がい者相談支援事業	実施見込力所数	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業（※）				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	170	170	170
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	0	0	0

※意思疎通支援事業はいなべ市と合同事業です。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	7	7	7
自立生活支援用具	給付等見込件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	5	5	5
排せつ管理支援用具	給付等見込件数	450	450	450
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	4	4	4
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了 見込者数 (登録見込者数)	8	8	8
地域活動支援センター（町内）	実施見込力所数	0	0	0
	実利用見込者数	0	0	0
地域活動支援センター（町外）	実施見込力所数	2	2	2
	実利用見込者数	2	2	3
生活訓練等	実見込回数	30	30	30
	実利用見込者数	3	3	3
自動車運転免許取得費助成事業	実利用見込件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用見込件数	2	2	2

確保の方策

- ◆【移動支援事業】障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス事業者へ専門的人材の確保およびその質的向上を図るよう働きかけます。
- ◆【日中一時支援事業】家族の一時的な休息を確保するための重要な福祉サービスとして、専門的な人材の確保およびサービスの質的な向上を図るよう、サービス提供事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努めます。
- ◆【理解促進研修・啓発事業】中学校において、福祉実践教室を開催し、障がいへの理解を深めます。また、研修会やイベントの開催等を通じて、町民に対する障がいへの理解の促進および啓発に努めます。
- ◆【障がい者相談支援事業】障がいのある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に適した情報提供に取り組みます。
- ◆【成年後見制度利用支援事業】広報紙等への掲載を通じて、事業内容や対象となる障がいの種類について周知を図ります。また、事業の実施については、東員町成年後見制度利用支援事業実施要綱に準じて行います。
- ◆【成年後見制度法人後見支援事業】事業実施に向けて関係機関と協議し、支援体制の確立を検討します。
- ◆【意思疎通支援事業】手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない方への対応力を高め、情報バリアフリー*の環境づくりを図ります。
- ◆【日常生活用具給付等事業】「東員町障がい福祉のしおり」の配布やホームページを通じて、事業内容や給付または貸与品目の対象となる障がいの種類について周知を図ります。また、日常生活用具の給付等を通じて、障がいのある方の日常生活の利便を図り、自立生活を支援します。
- ◆【手話奉仕員養成研修事業】手話に興味がある方等に手話奉仕員養成講座への参加を働きかけ、手話奉仕員等として活躍できる人材の育成、啓発に努めます。
- ◆【地域活動支援センター】障がいのある方が創作活動を通じて生きがいがある場として、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。
- ◆【生活訓練等】利用対象者は限られていますが、視覚障がい者が社会参加をするために必要な福祉サービスとして、今後も継続して事業を実施します。
- ◆【自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業】社会参加を支援する事業としてサービスの内容や対象となる障がいの種類について、「東員町障がい福祉のしおり」の配布やホームページを通じて周知します。

(3) 地域生活支援促進事業

障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをめざし、地域の特性や利用者の状況に応じて計画的に実施する地域生活支援事業の中で、より一層推進すべき事業を特別枠に位置づけ、「地域生活支援促進事業」としてより質の高いサービスを提供します。

サービス利用実績

障がい者虐待防止対策支援事業は各年度とも実施はありませんでした。
成年後見制度普及啓発事業は各年度とも実施しました。

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値	実績	第 5 期計画値
障がい者虐待防止対策支援事業	実施の有無	無	有	無	有	無	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス概要

項 目	実 施 内 容
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業です。

サービス見込量（活動指標）

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者虐待防止対策支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有

確保の方策

- ◆ 平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*」に基づき、虐待の予防および早期発見につなげるため、関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を促進します。
- ◆ 成年後見制度の円滑な利用を図るため、資料の作成配布等により広報・啓発を行います。
- ◆ 成年後見制度および日常生活自立支援事業*を含めた権利擁護に関する総合的な相談支援を充実させるため、相談支援体制の確立を図ります。
- ◆ 成年後見制度普及啓発事業の普及、促進のため、町内で学習会等の開催を検討します。

5 障害児福祉計画

障がい児支援に係わる提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、町において障害児福祉計画を策定します。

本計画においては、障がい児の健やかな育成のための発達を支援するため、障がい児支援の提供体制の整備をめざし、さらに、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・インクルージョン*を計画作成に関する基本的事項として、子育て支援の利用ニーズを把握し提供体制の整備に努めます。

また、障がい児支援の整備にあたっては、子ども・子育て支援法*や本町が策定した子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ります。

○ P99 の住民調査によるニーズ結果をもとに定めた目標が以下の通りです。

種別	必要な見込量(人)	各年度の目標値(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	2	1	2	2
幼稚園	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0
学童保育所	5	3	4	5

サービス利用実績

町内に児童発達支援（福祉型）の事業所が4カ所、放課後等デイサービスの事業所が6カ所、保育所等訪問支援の事業所が1カ所あります。

児童発達支援（福祉型）については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを大きく下回りました。

放課後等デイサービスについては、平成30年度、令和元年度において、利用者数はほぼ見込み通りですが、利用量は見込みを大きく上回りました。令和2年度においては、利用者数、利用量ともに大きく増加しました。児童発達支援を利用していた方々が学齢期を迎え、放課後等デイサービスの利用に移行されたことと、第2期計画期間中に町内に新たな事業所が3カ所開所されたことが大きな要因です。

障害児相談支援については、各年度において、ほぼ見込み通りとなりました。

児童発達支援（医療型）、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用がありませんでしたが、保育所等訪問支援は、町内に重症心身障害児向けの事業所が令和2年4月に開所されましたので、今後利用が見込まれます。

医療的ケア児のコーディネーターについては、配置はありませんでした。

○ サービス利用実績（１月当たり）

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	第 2 期 計画値	実績	第 2 期 計画値	実績	第 2 期 計画値
児童発達支援（福祉型）	人日	83	180	94	192	58	204
（実利用人数）	人	7	15	7	16	4	17
児童発達支援（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	571	390	567	400	626	410
（実利用人数）	人	36	38	39	39	44	40
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	4
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	12	13	11	14	17	15
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

※平成 30 年度、令和元年度は各月の利用実績の平均値、令和 2 年度は 3 月から 8 月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援 (福祉型)	身体に障がいのある児童、 知的障がいのある児童または 精神に障がいのある児童 (発達障がい児を含む)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
児童発達支援 (医療型)	上肢、下肢または体幹機能 に障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校教育法に規定する学校 (幼稚園、大学を除く)に 就学している障がい児	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校など に在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出 が著しく困難な障がい児	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する すべての障がい児	障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

サービス見込量（活動指標）

< 算定にあたっての考え方 >

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数および量の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月当たり）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援（福祉型）	人日	100	110	120
（実利用見込人数）	人	10	12	15
児童発達支援（医療型）	人日	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	670	710	750
（実利用見込人数）	人	48	52	56
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
（実利用見込人数）	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
障害児相談支援	人	18	20	22

確保の方策

- ◆ 県の専門機関、医療機関、保育園・幼稚園・小学校・中学校、サービス提供事業所等との連携強化による横断的な取り組みにより、障がい児支援の充実に努めます。
- ◆ 障がい児通所サービスにおいては、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、相談支援体制の強化および対応できるサービス提供事業者の確保・増加に努めます。
- ◆ 児童発達支援については、幼児教育・保育が無償化され、利用しやすい環境が整ったこともあり、利用が増加すると見込まれるため、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。
- ◆ 地域生活における医療的ケア児の支援体制の整備に向けて実施が予定される重症心身障害児者コーディネーター養成研修に、障がい児支援に関わっている町内事業所等の職員の参加を促し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保を図ります。
- ◆ 学校卒業後の障がい児へ一貫したサービスの提供ができるよう、就労支援事業所など関係機関との連携を強化します。
- ◆ 令和元年度策定の「東員町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

第4章 計画の推進に向けて



1 障がい者協議会について

(1) 障がい者協議会の役割

本町障がい者協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

また、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、地域移行支援・地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化を図る中心的な役割を担っています。さらには、障害福祉サービス等の利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域社会資源の開発等の役割も担っています。

(2) 桑員圏域専門部会の活用

本町障がい者協議会は、広域での取り組みとして二市二町・そういん運営会議を中心に、地域生活移行促進部会（NEX）、就労支援部会（おら・わーく、おら・わーくWG）、相談支援部会（あしすと）、e-ケアネットそういんの桑員圏域専門部会を活用します。

(3) 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化は、さらに必要となります。障がいのある方に対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切な対応や、再発の防止等に取り組めます。

2 計画推進のために

(1) 推進体制の確立

本町障がい者協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関等との連携の下、計画の実現に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービス等や障害福祉計画・障害児福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を障がいのある誰もが適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続き等の情報提供に努めます。また、本町障害福祉計画・障害児福祉計画の周知を図り、変更が必要な場合には、できる限り市民の意見を反映するように努めます。

(3) 地域での障がいのある方の理解を深めるための啓発と地域の力の活用

市民や地域の企業に対して、就労支援アドバイザーを講師に迎えての講習会を実施するなど、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がいのある方の理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現をめざして地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保

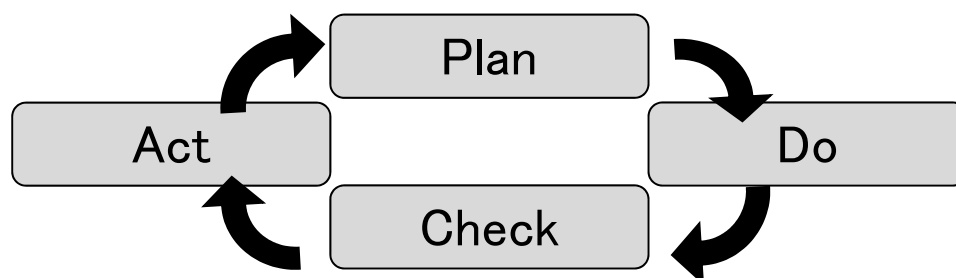
町の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、町と契約を締結した事業者がサービス提供者となりますが、苦情処理体制を整備するなど、質の向上を図ることにより、障害福祉制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の向上に努めます。

（５）計画達成状況の点検および評価（PDCA）

国の基本指針では、数値目標や障害福祉サービス等の見込量等を新たに成果目標と活動指標に整理した上で、PDCAサイクルのプロセス等について明記することとしています。

（PDCA サイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する。
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）。
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

本町では、成果目標および活動指標について、年に１回、県と連携して実績を把握し、障がい者施策および関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画と障害児福祉計画の中間評価として分析および評価を行い、本町障がい者協議会において意見を聴き、必要がある場合は、障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。その結果については広報紙等の掲載を通じて、町民や関係機関への周知を図ります。

これに加え、活動指標については、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等の情報の整理に努めるとともに、毎月の実績の把握と達成状況等の分析および評価を行います。

計画書の見方

（１）「障がい者」の表記

「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前などに使用することを避けることが主流となっています。

近年、東員町においても、作成文書や「広報とういん」などの紙媒体による情報提供、策定した計画書の中では、極力「障がい」と表記し、前述のような考えに配慮することにしていきます。

本計画の策定においても、法律名称や固有名詞など国の法令等に基づくもの以外は、「障がい者」のように「害」の字をひらがなで表記するようにしています。

（２）用語解説に関する表記

本計画の巻末に用語解説を掲載しています。用語解説を掲載している「用語」については、初出の用語に「〇〇*」のように「*」を付けています。なお、「東員町〇〇計画」など、町固有の名称などで掲載している場合には、「東員町」などを除く「〇〇計画」などで検索してください。

1 策定経過

日 付	内 容
【令和2年】 6月23日(火)	第1回 障がい者協議会・計画策定委員会 【議題】 (1) 東員町障がい者計画等策定委員 会長・副会長の選任 (2) 障がい者計画・障害福祉計画等計画策定について ①計画策定の趣旨等 ②障がいのある方等の人数の推移 ③計画書作成に係る調査について ④計画策定日程 (3) 地域生活支援拠点について
7月22日(水)～ 8月12日(水)	住民調査 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握するために実施
7月27日(月)～ 8月21日(金)	障がい者団体および事業所調査 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握するために実施
9月30日(水)	第2回 障がい者協議会・計画策定委員会 【議題】 (1) 住民調査結果報告書について (2) 団体・事業所調査結果について (3) 庁内調査結果について (4) 障がい者計画・障害福祉計画等骨子案について (5) 地域生活支援拠点について
11月4日(水)	第3回 障がい者協議会・計画策定委員会 【議題】 (1) 障がい者計画・障害福祉計画等（素案）について
令和2年12月14日(月) ～令和3年1月13日(水)	パブリックコメント実施
【令和3年】 2月10日(水)	第4回 障がい者協議会・計画策定委員会 【議題】 (1) パブリックコメントについて (2) 障がい者計画・障害福祉計画等（案）について

2 障がい者計画等策定委員名簿

◎印は会長、○印は副会長

施 設 名 等	氏 名（敬称略）
障がい者総合相談支援センター そういん	◎ 江浪 怜志
社会福祉法人 いずみ	○ 石垣 毅
障がい者総合相談支援センター そういん	中村 弘樹
社会福祉法人 東員町社会福祉協議会	高橋 恵美
医療法人 大仲会 大仲さつき病院	中嶋 准子
東員町教育委員会	太田 恵理
東員町障がい児者親の会	稲垣 恵
東員町民生委員児童委員協議会	伊藤 和子
東員町役場 子ども家庭課	南部 里美
東員町役場 健康長寿課	中川 賢

3 調査結果概要（住民調査）

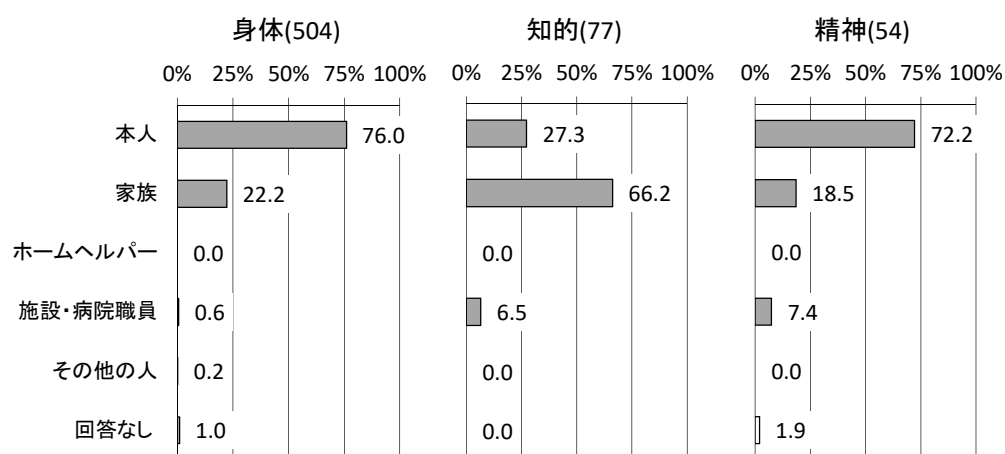
※ アンケート結果についてはグラフ内を含め、身体障がいのある方を「身体」、知的障がいのある方を「知的」、精神障がいのある方を「精神」と表記しています。

回答者

Q. このアンケートに回答していただくのはどなたですか。【〇は1つだけ】

身体では「本人」が8割弱、知的では「家族」が7割強、精神では「本人」が7割強となっています。

資料-図1 回答者

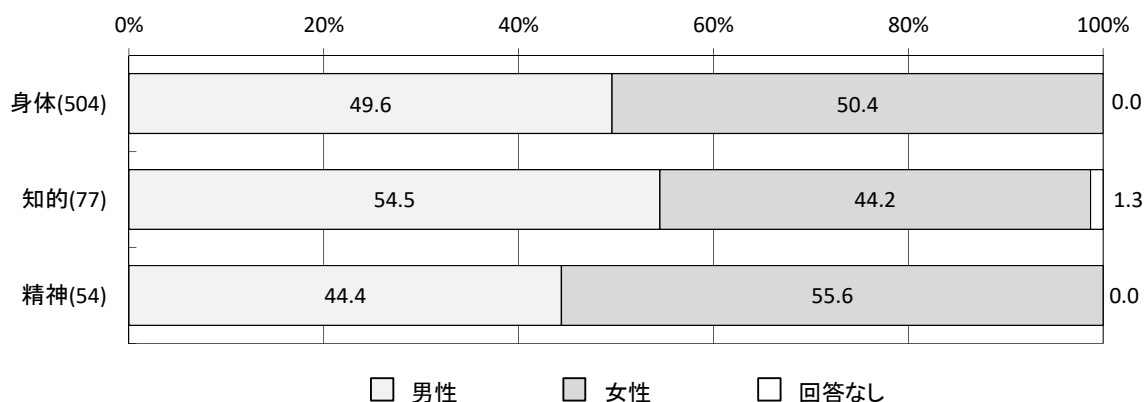


性別

Q. あなたの性別を教えてください。【〇は1つだけ】

身体では「女性」が約5割、知的では「男性」が5割強、精神では「女性」が6割弱となっています。

資料-図2 性別

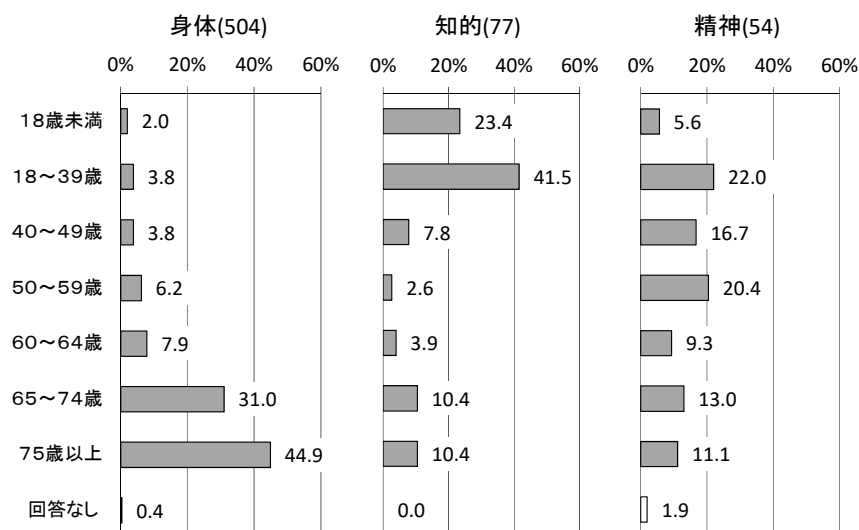


年 齢

Q. あなたの年齢を教えてください。(令和2年7月1日現在)

身体では「75歳以上」が4割強、知的では「18歳～39歳」が4割強、精神では「18歳～39歳」が2割強となっています。

資料-図3 年齢

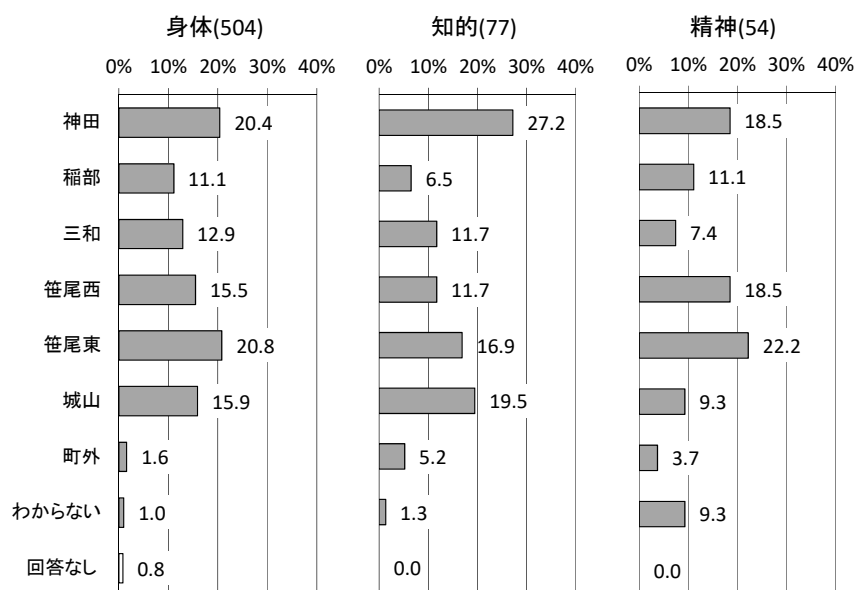


居住地区

Q. あなたが、住んでいる場所はどの地域ですか。【○は1つだけ】

身体では「笹尾東」が約2割、知的では「神田」が3割弱、精神では「笹尾東」が2割強となっています。

資料-図4 居住地区

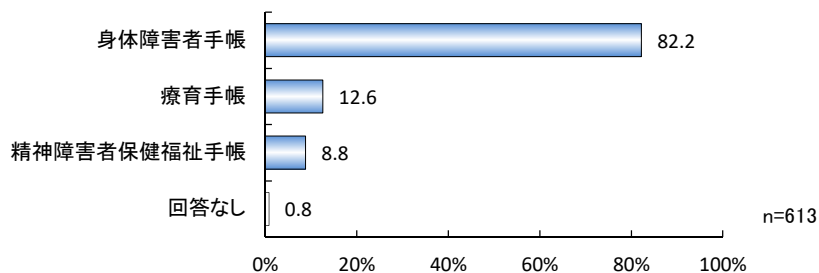


● 障害者手帳の種類

Q. あなたは次のどの障害者手帳を所持していますか。【複数回答】

「身体障害者手帳」が8割強、「療育手帳」が1割強、「精神障害者保健福祉手帳」が1割弱となっています。

資料-図5 障害者手帳の種類



● 重複障がいの状況

身体障害手帳のみの所持者が8割弱と最も多くなっています。

2つ以上の手帳を持っている26人のうち最も多いものは、身体障害者手帳と療育手帳を合わせ持つ方です。

資料-表1 重複障がいの状況

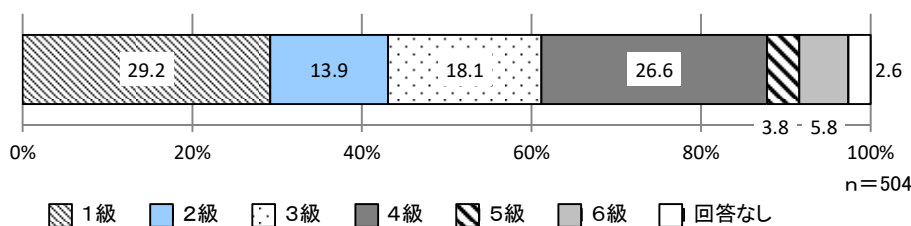
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳	療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	回答なし	合 計
478	54	50	22	3	0	1	5	613
77.9	8.8	8.2	3.6	0.5	0.0	0.2	0.8	100.0

● 身体障害者手帳の等級

Q. あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。【○は1つだけ】

「1級」が約3割、「4級」が3割弱、「3級」が2割弱となっています。

資料-図6 身体障害者手帳の等級

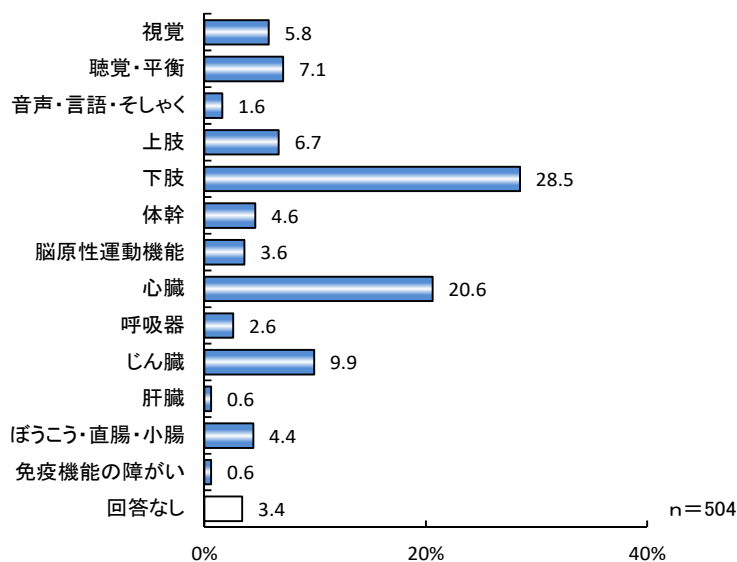


● 主な身体障がいの種類（身体障害者手帳所持者）

Q. あなたの主たる障がいの種類を教えてください。【○は1つだけ】

「下肢」が3割弱、「心臓」が約2割、「じん臓」が約1割となっています。

資料-図7 主な身体障がいの種類（身体障害者手帳所持者）

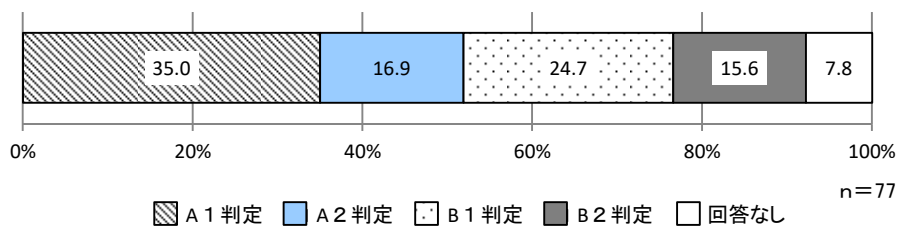


● 療育手帳の判定

Q. あなたの療育手帳の判定はどれですか。【○は1つだけ】

「A1判定」が4割弱、「B1判定」が2割強、「A2判定」が2割弱となっています。

資料-図8 療育手帳の判定

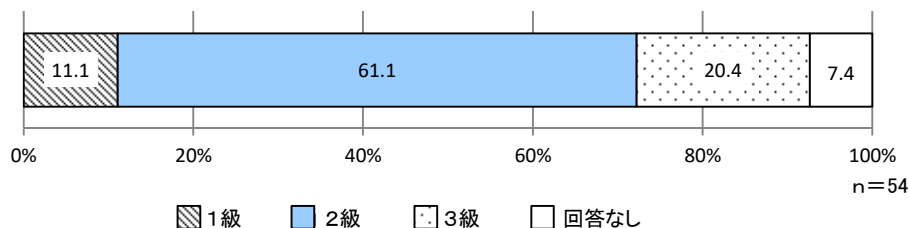


● 精神障害者保健福祉手帳の等級

Q. あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は何級ですか。【〇は1つだけ】

「2級」が6割強、「3級」が約2割、「1級」が1割強となっています。

資料-図9 精神障害者保健福祉手帳の等級

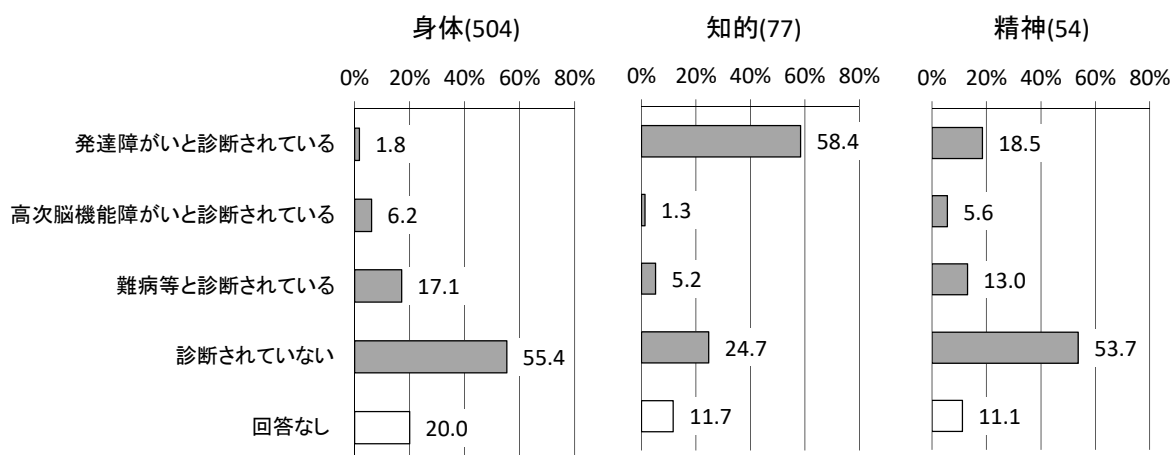


● 障がいや疾病の診断

Q. あなたは以下の障がいや疾病と診断されていますか。【複数回答】

身体では「診断されていない」が6割弱、知的では「発達障がいと診断されている」が6割強、精神では「診断されていない」が5割強となっています。

資料-図10 障がいや疾病の診断

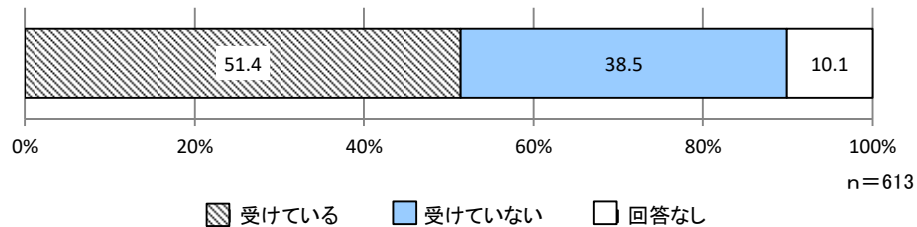


● 医療的ケアの有無

Q. あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。【○は1つだけ】

「受けている」が5割強となっています。

資料-図 11 医療的ケアの有無

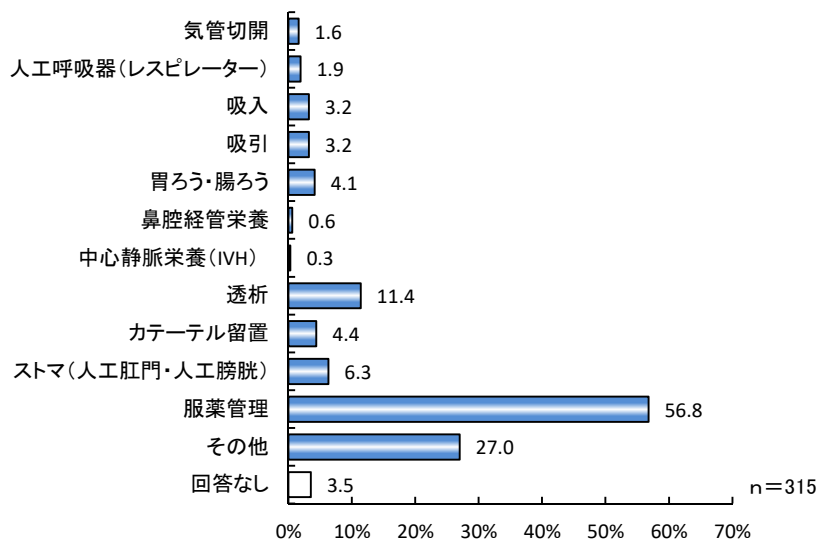


● 医療的ケアの種類

Q. あなたが現在、受けている医療的ケアはどれですか。【複数回答】

「服薬管理」が6割弱、「その他」が3割弱、「透析」が1割強となっています。

資料-図 12 医療的ケアの種類

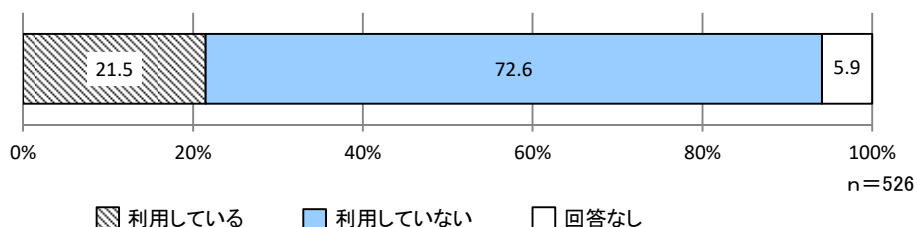


● 介護保険サービス利用の有無（40 歳以上の方）

Q. あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。【○は1つだけ】

「利用している」が2割強となっています。

資料-図 13 介護保険サービス利用の有無（40 歳以上の方）

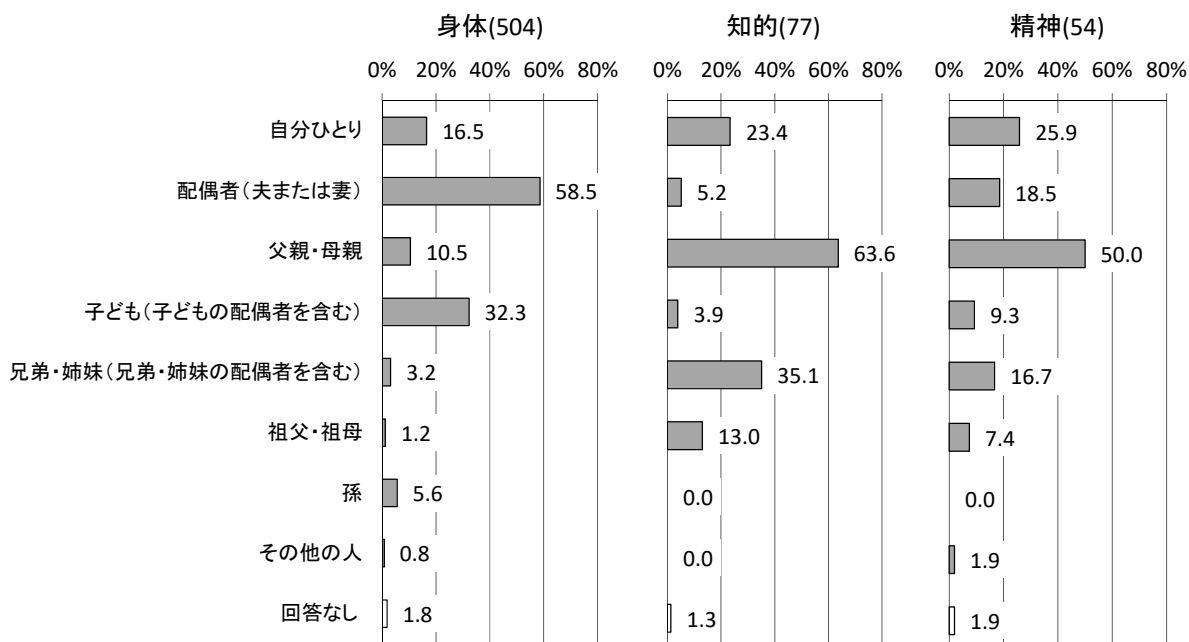


● 同居人

Q. あなたは、ひとりで住んでいますか、それとも誰かと住んでいますか。【複数回答】

身体では「配偶者（夫または妻）」が6割弱、知的では「父親・母親」が6割強、精神では「父親・母親」が5割となっています。

資料-図 14 同居人

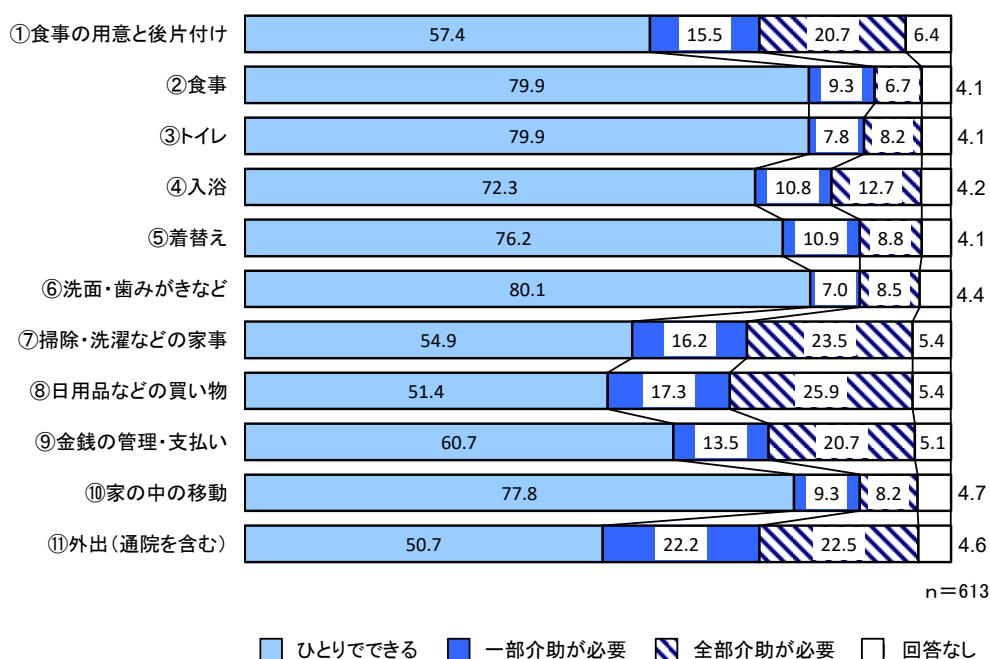


生活状況

Q. あなたは、毎日の生活の中で、次のことをどのようにしていますか。①から⑪のそれぞれにお答えください。【①から⑪のそれぞれに○を1つ】

「全部介助が必要」「一部介助が必要」とした方は「⑪外出（通院を含む）」、「⑧日用品などの買い物」が4割強となっています。

資料-図 15 生活状況

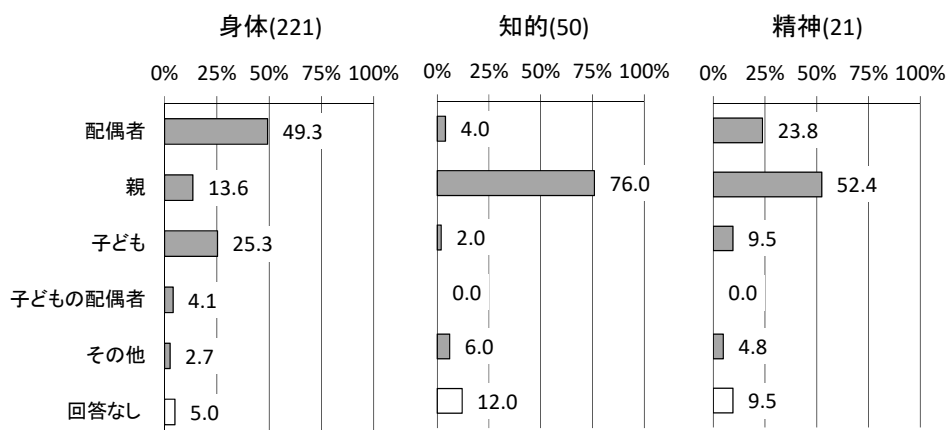


主な介助者（介助が必要な方）

Q. 主に介助する家族の続柄は何ですか。【○は1つだけ】

身体では「配偶者」が約5割、知的では「親」が8割弱、精神では「親」が5割強となっています。

資料-図 16 主な介助者（介助が必要な方）

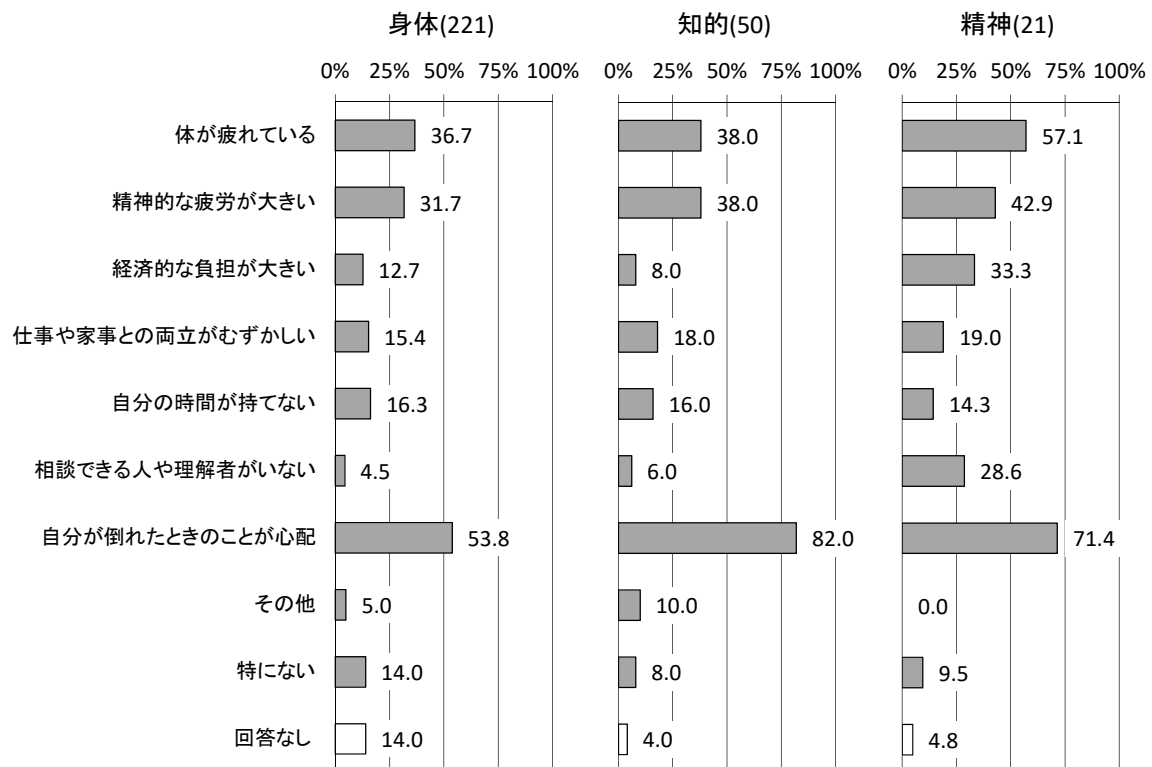


● 介助の困りごと（介助が必要な方）

Q. 主な介助者の方が、介助をする上で困っているようなことはありますか。【複数回答】

「自分が倒れたときのことが心配」が、身体では5割強、知的では8割強、精神では7割強となっています。

資料-図 17 介助の困りごと（介助が必要な方）

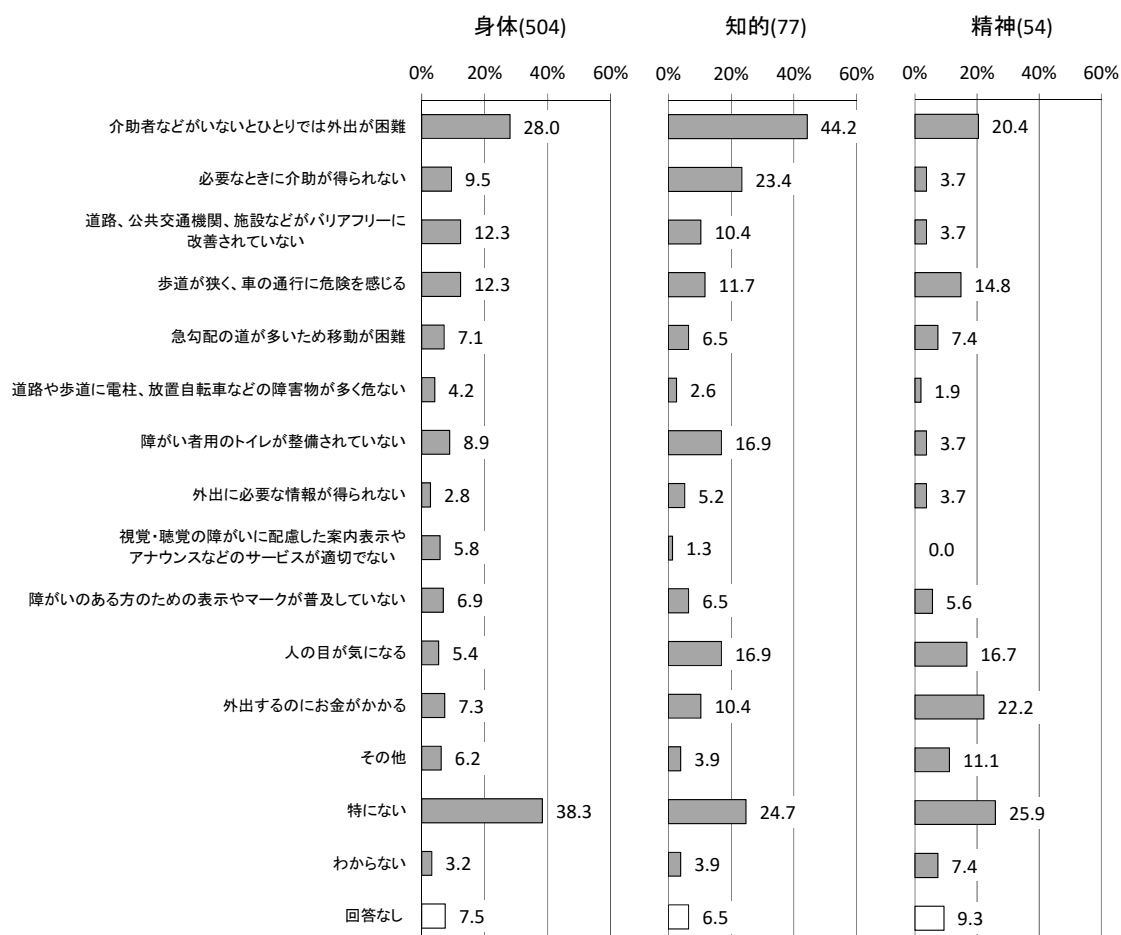


● 外出時の困りごと

Q. あなたが外出する上で、困ることは何ですか。【複数回答】

身体では「特になし」が4割強、知的では「介助者などがいないとひとりでは外出が困難」が4割強、精神では「特になし」が3割強となっています。

資料-図 18 外出時の困りごと

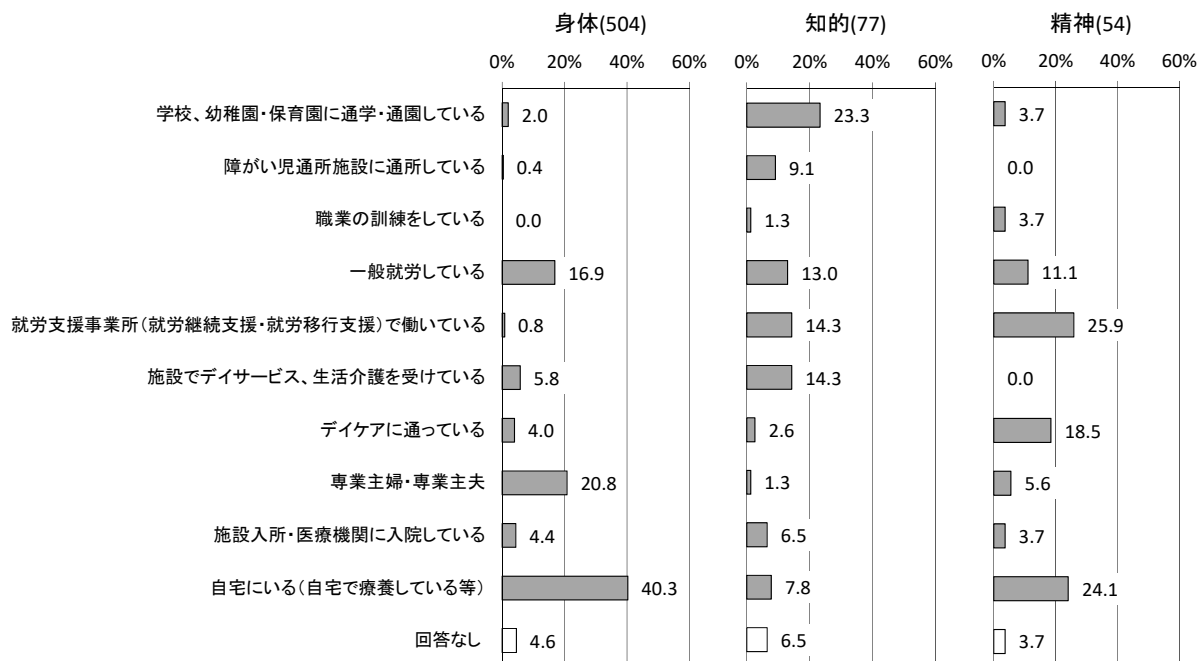


● 日中の過ごし方

Q. あなたは日中、主に何をしていますか。【〇は1つだけ】

身体では「自宅にいる（自宅で療養している等）」が約4割、知的では「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」が2割強、精神では「就労支援事業所（就労継続支援・就労移行支援）で働いている」が3割弱となっています。

資料-図 19 日中の過ごし方

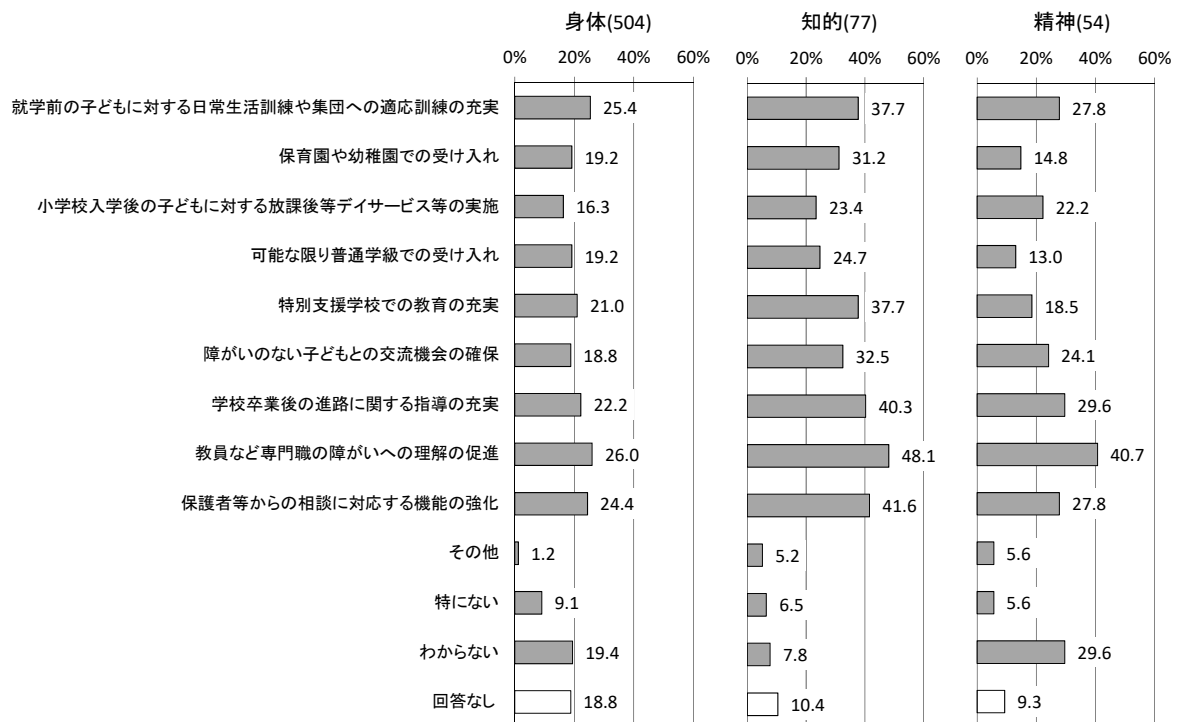


● 障がい児保育や教育の充実を図るために必要なこと

Q. あなたは、障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答】

「教員など専門職の障がいへの理解の促進」が、身体では3割弱、知的では5割弱、精神では約4割となっています。

資料-図 20 障がい児保育や教育の充実を図るために必要なこと

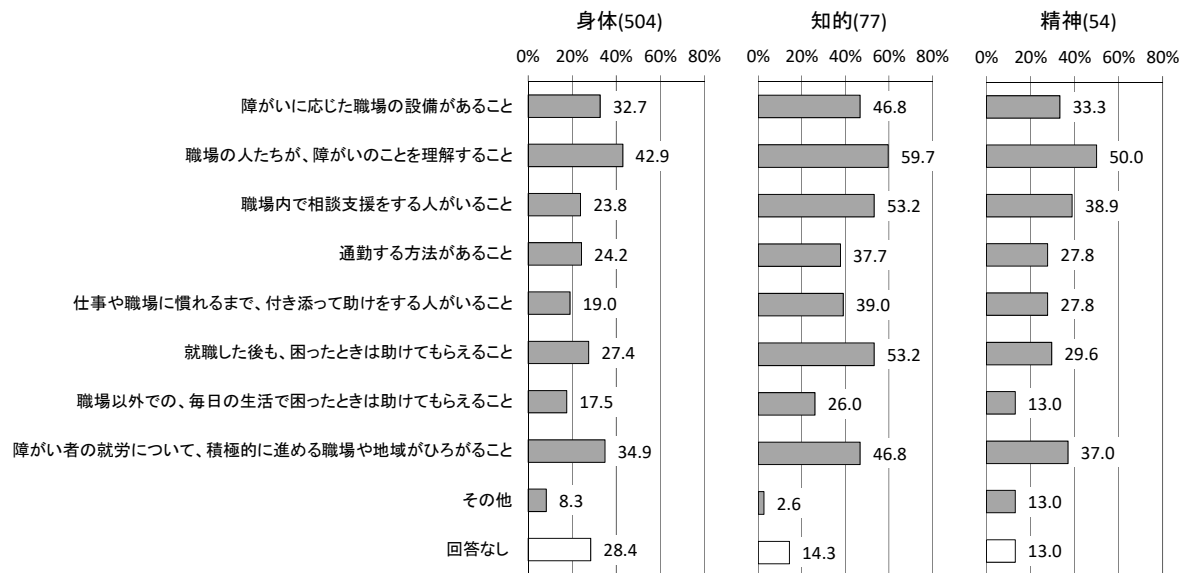


● 仕事をするために必要なこと

Q. 仕事をするには何が必要ですか。【複数回答】

「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」が、身体では4割強、知的では約6割、精神では5割となっています。

資料-図 21 仕事をするために必要なこと

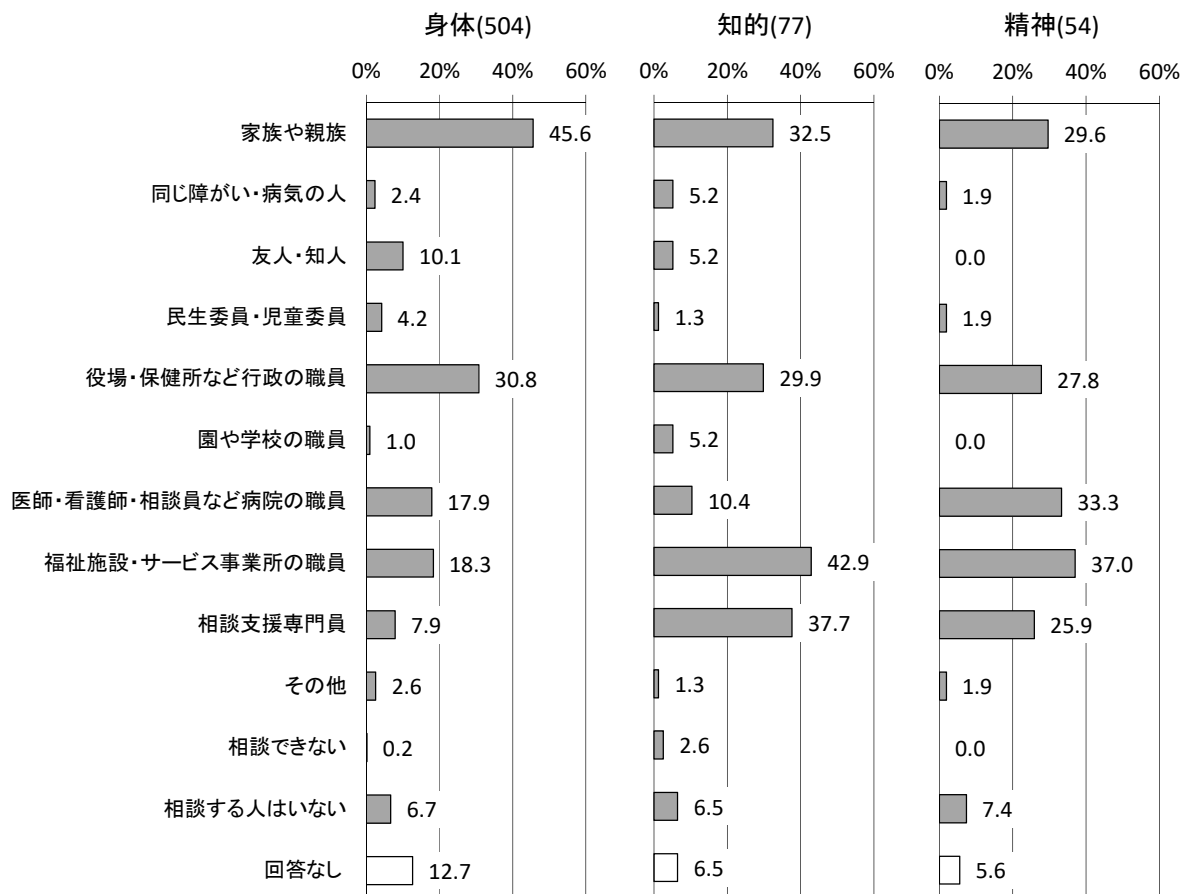


● 福祉サービスの相談先

Q. 福祉サービスの相談先はどちらですか。【複数回答】

身体では「家族や親族」が5割弱、知的では「福祉施設・サービス事業所の職員」が4割強、精神では「福祉施設・サービス事業所の職員」が4割弱となっています。

資料-図 22 福祉サービスの相談先

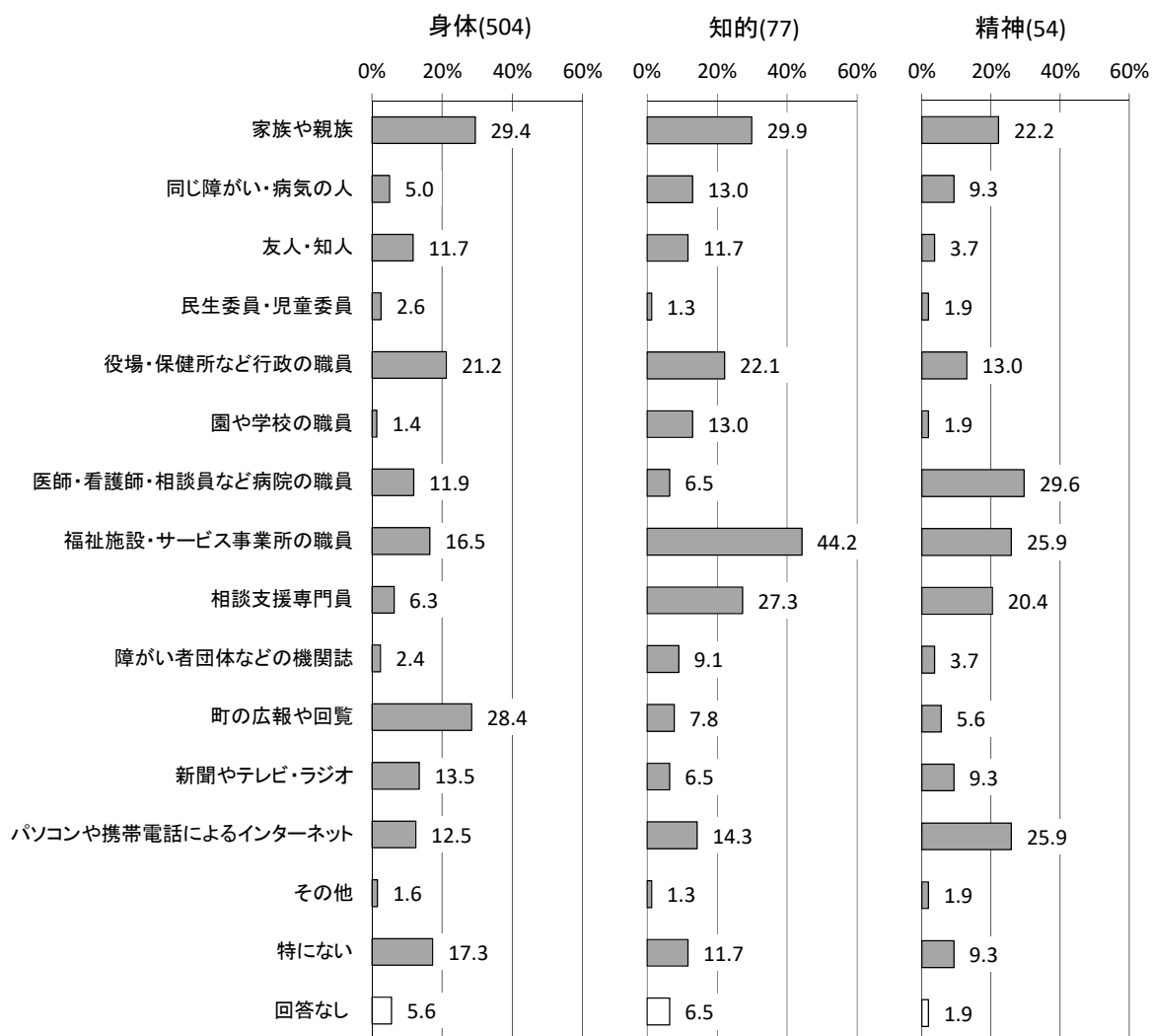


● 福祉などの情報源

Q. あなたは、現在、どのような方法で福祉などの情報を得ていますか。【複数回答】

身体では「家族や親族」が約3割、知的では「福祉施設・サービス事業所の職員」が4割強、精神では「医師・看護師・相談員など病院の職員」が約3割となっています。

資料-図 23 福祉などの情報源

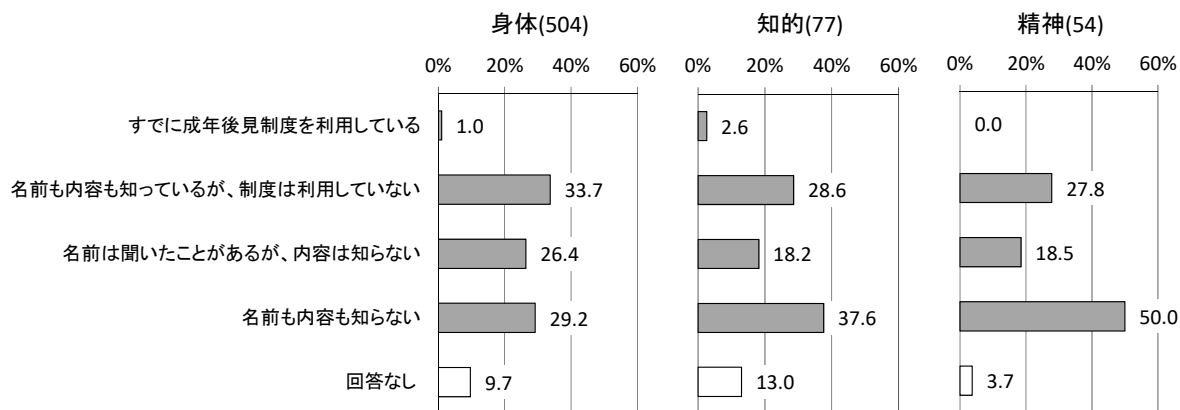


● 成年後見制度の認知度

Q. あなたは、成年後見制度についてご存じですか。【○は1つだけ】

身体では「名前も内容も知っているが、制度は利用していない」が3割強、知的では「名前も内容も知らない」が4割弱、精神では「名前も内容も知らない」が5割となっています。

資料-図 24 成年後見制度の認知度



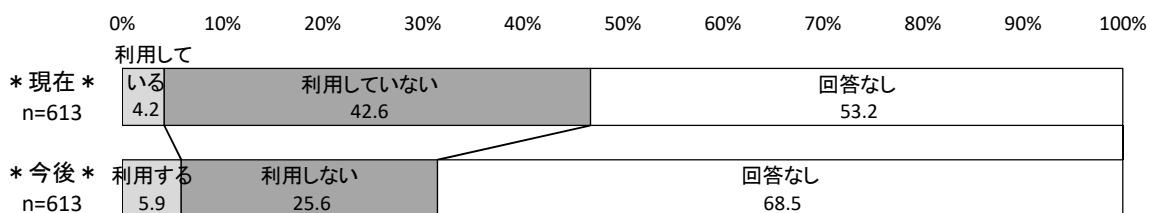
● 障害福祉サービス等について

(1) ホームヘルパーによるサービス

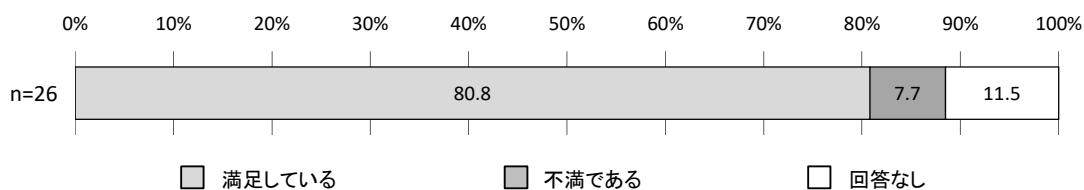
いずれのサービスでも現在「利用している」割合より、今後「利用する」割合の方が高く、利用意向が上がっています。とりわけ「居宅介護（ホームヘルプ）」では **1.7 ポイント** 高くなっています。

居宅介護（ホームヘルプ）

資料-図 25 居宅介護（ホームヘルプ）の利用状況と利用意向

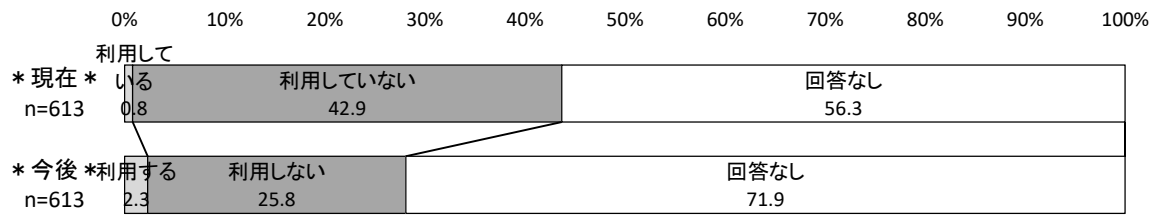


資料-図 26 居宅介護（ホームヘルプ）利用の満足度

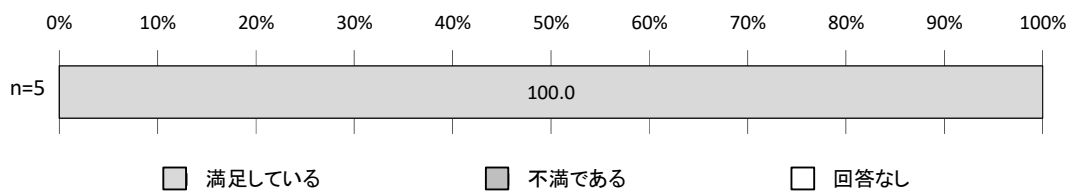


重度訪問介護

資料-図 27 重度訪問介護の利用状況と利用意向

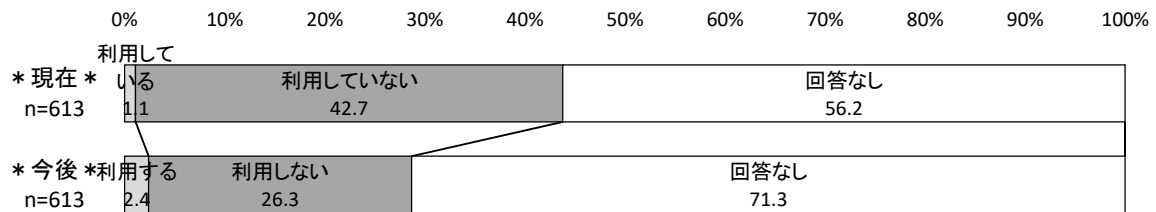


資料-図 28 重度訪問介護利用の満足度

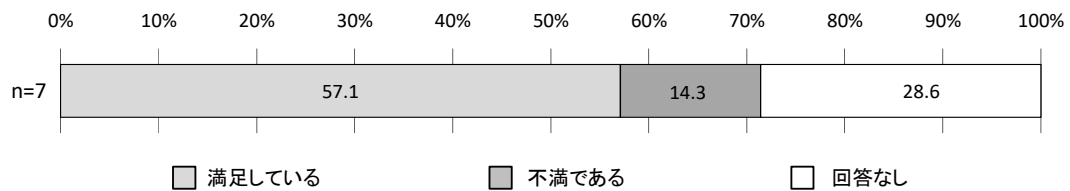


同行援護

資料-図 29 同行援護の利用状況と利用意向

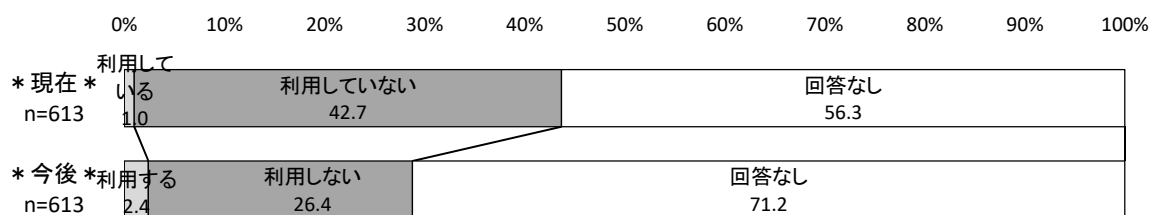


資料-図 30 同行援護利用の満足度

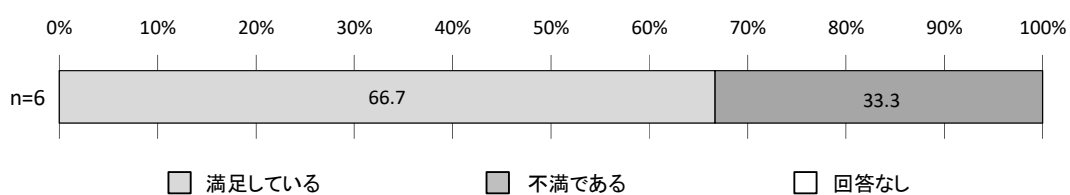


行動援護

資料-図 31 行動援護の利用状況と利用意向

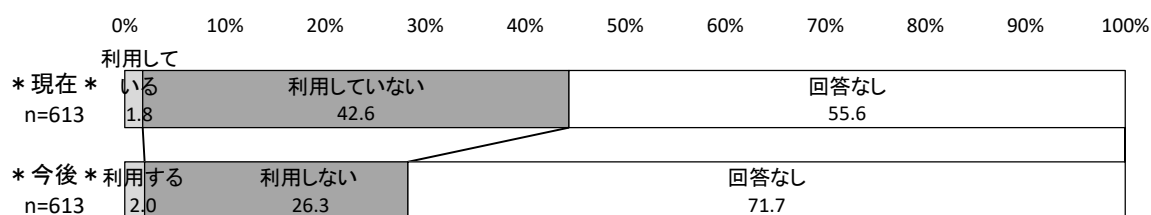


資料-図 32 行動援護利用の満足度

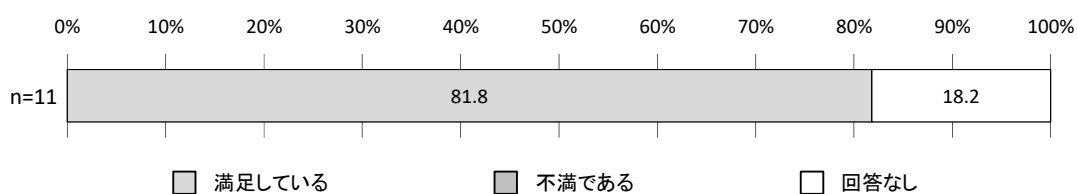


重度障害者等包括支援

資料-図 33 重度障害者等包括支援の利用状況と利用意向

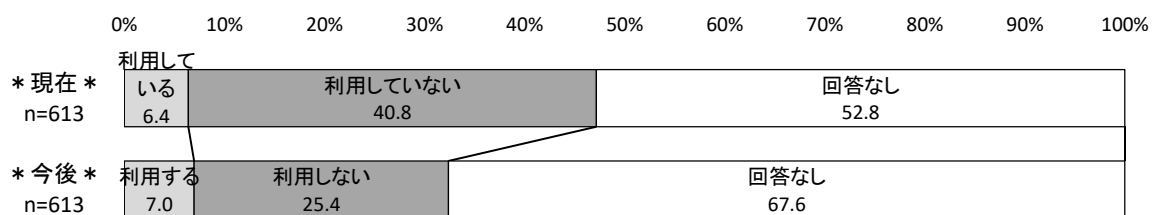


資料-図 34 重度障害者等包括支援利用の満足度

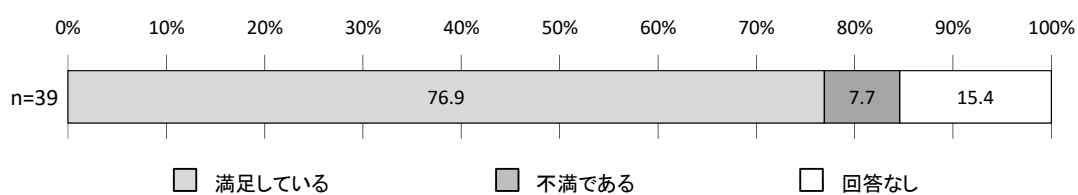


移動支援

資料-図 35 移動支援の利用状況と利用意向



資料-図 36 移動支援利用の満足度

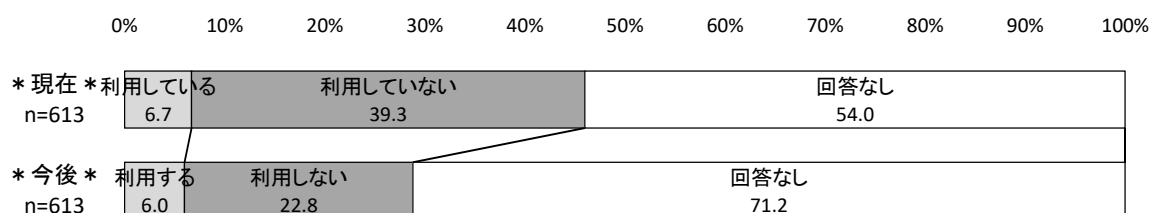


(2) 日中活動の場によるサービス

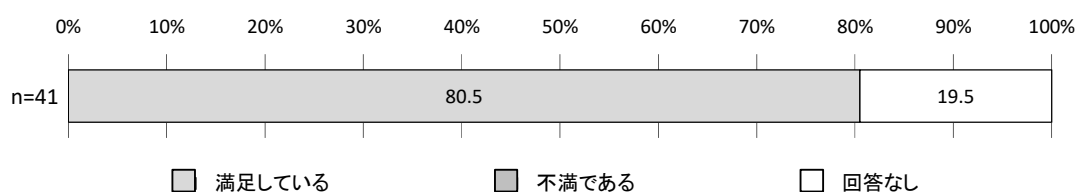
現在「利用している」割合より、今後「利用する」割合の方が高いのは、「就労継続支援（A型・B型）」、「日中一時支援」、「地域活動支援センター」となっています。

生活介護

資料-図 37 生活介護の利用状況と利用意向

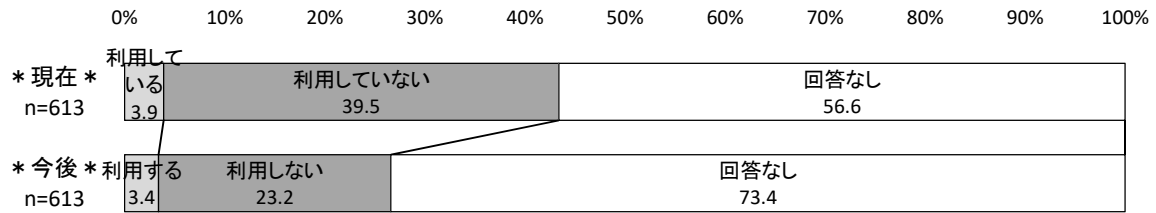


資料-図 38 生活介護利用の満足度

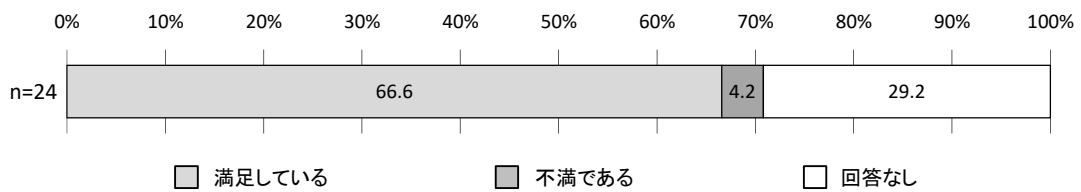


自立訓練（機能訓練・生活訓練）

資料-図 39 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用状況と利用意向

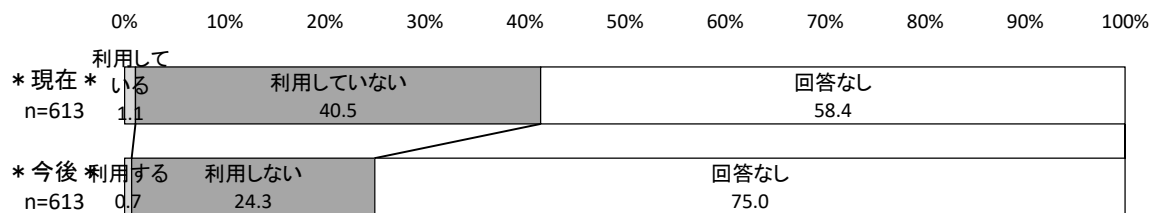


資料-図 40 自立訓練（機能訓練・生活訓練）利用の満足度

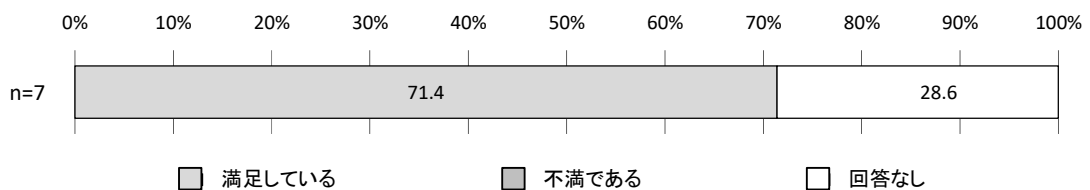


就労移行支援

資料-図 41 就労移行支援の利用状況と利用意向

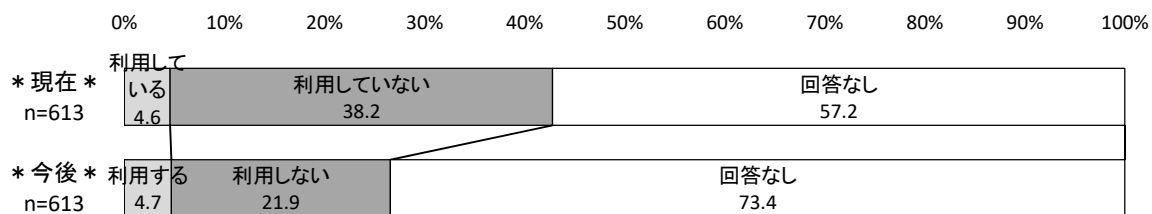


資料-図 42 就労移行支援利用の満足度

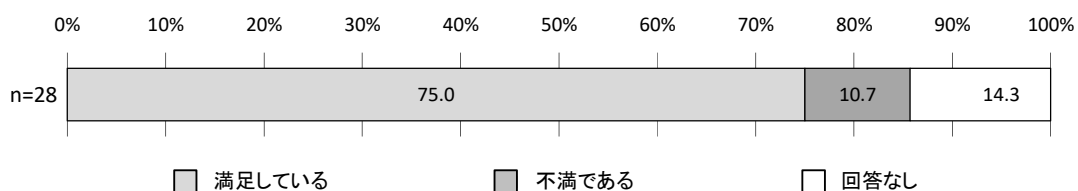


就労継続支援（A型・B型）

資料-図 43 就労継続支援（A型・B型）の利用状況と利用意向

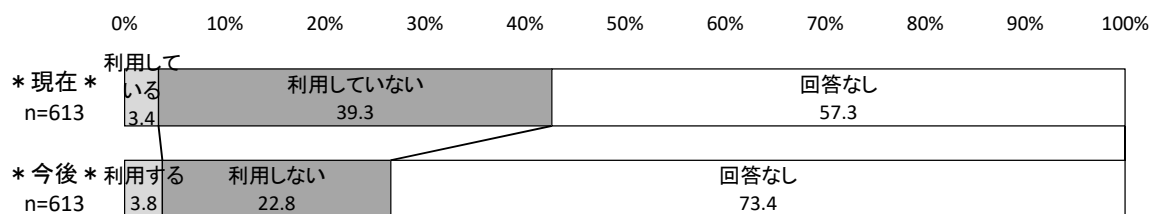


資料-図 44 就労継続支援（A型・B型）利用の満足度

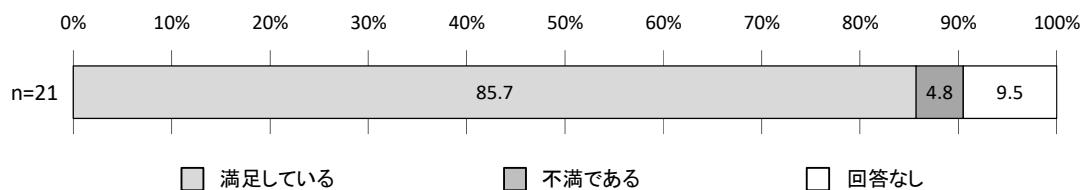


日中一時支援

資料-図 45 日中一時支援の利用状況と利用意向

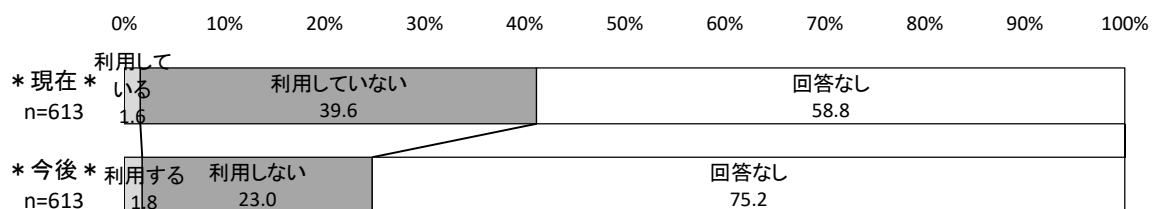


資料-図 46 日中一時支援利用の満足度

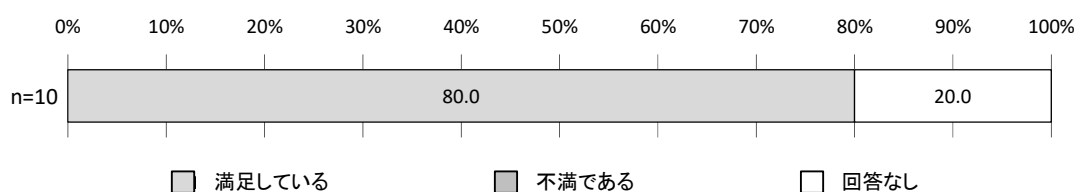


地域活動支援センター

資料-図 47 地域活動支援センターの利用状況と利用意向

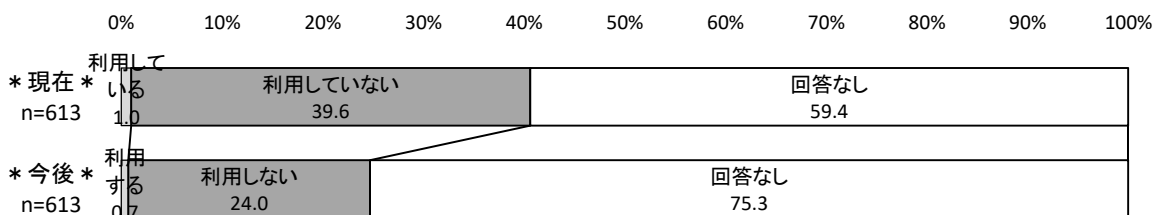


資料-図 48 地域活動支援センター利用の満足度

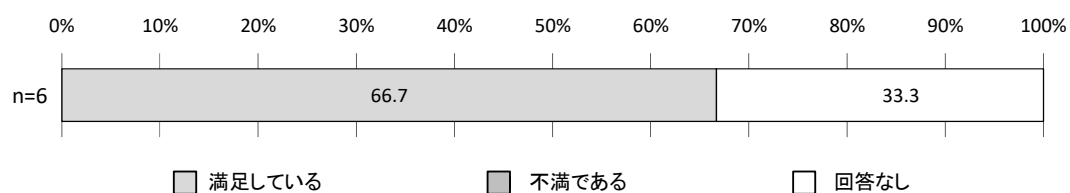


児童発達支援

資料-図 49 児童発達支援の利用状況と利用意向

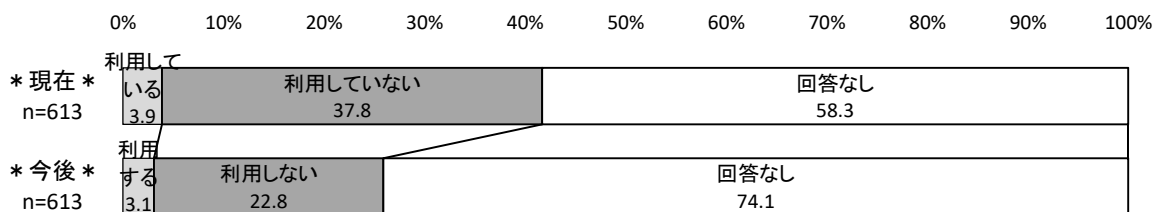


資料-図 50 児童発達支援利用の満足度

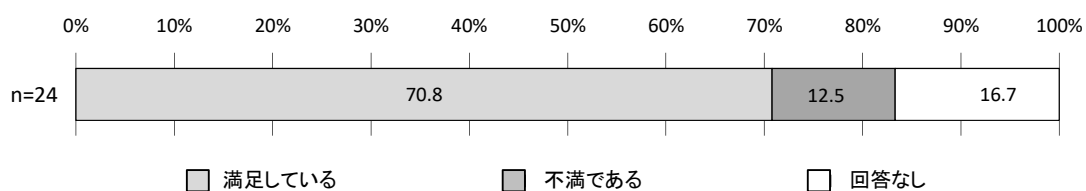


放課後等デイサービス

資料-図 51 放課後等デイサービスの利用状況と利用意向



資料-図 52 放課後等デイサービス利用の満足度

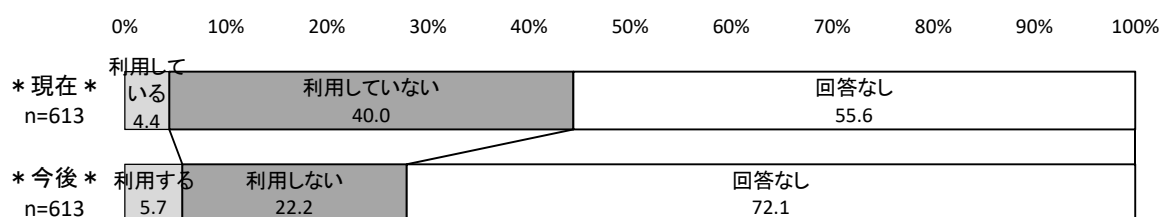


(3) その他の福祉サービス

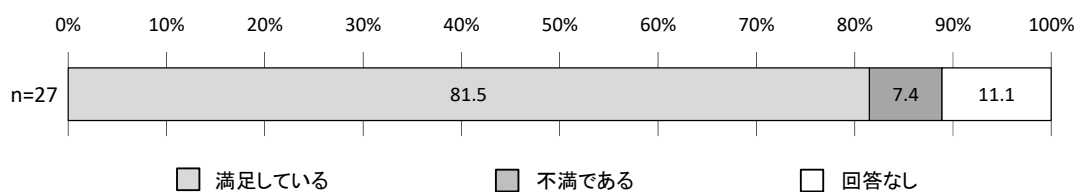
現在「利用している」割合より、今後「利用する」割合の方が高いのは、「短期入所（ショートステイ）」、「療養介護」、「施設入所支援」、「自立生活援助」となっています。

短期入所（ショートステイ）

資料-図 53 短期入所（ショートステイ）の利用状況と利用意向

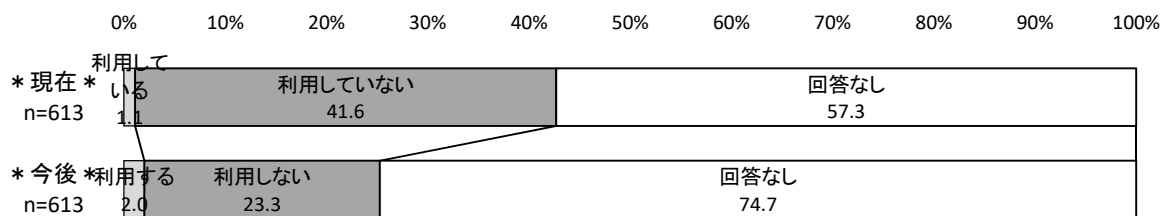


資料-図 54 短期入所（ショートステイ）利用の満足度

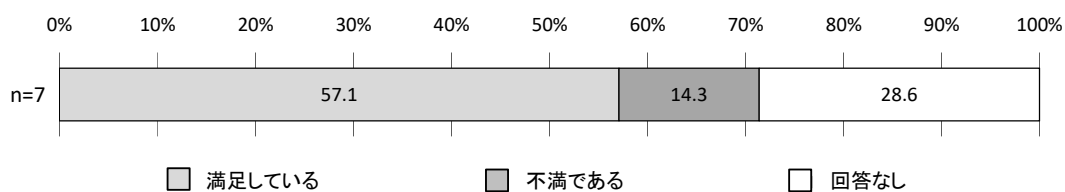


療養介護

資料-図 55 療養介護の利用状況と利用意向

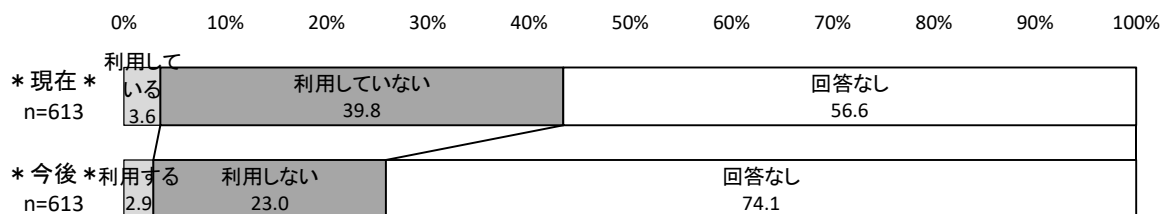


資料-図 56 療養介護利用の満足度

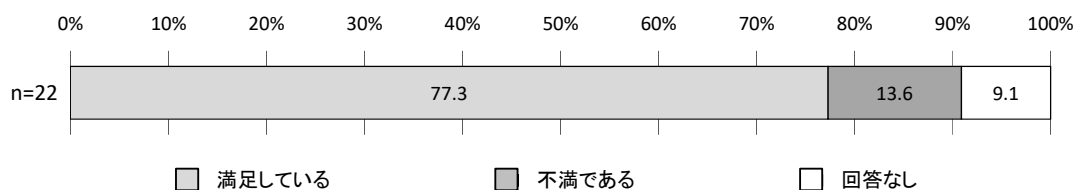


共同生活援助（グループホーム）

資料-図 57 共同生活援助（グループホーム）の利用状況と利用意向

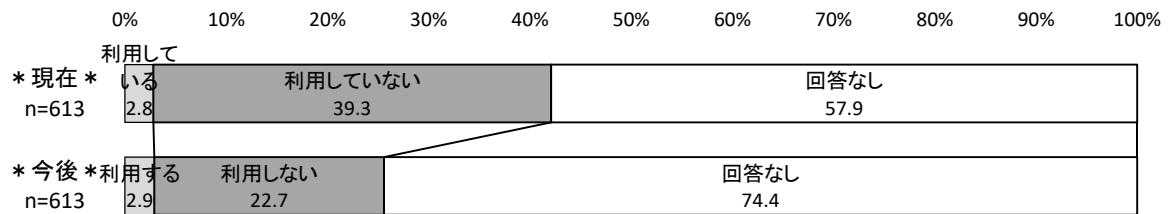


資料-図 58 共同生活援助（グループホーム）利用の満足度

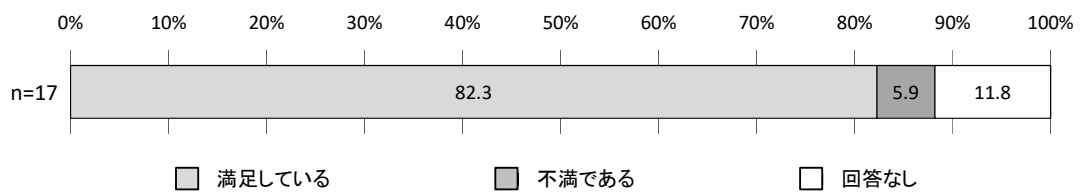


施設入所支援

資料-図 59 施設入所支援の利用状況と利用意向

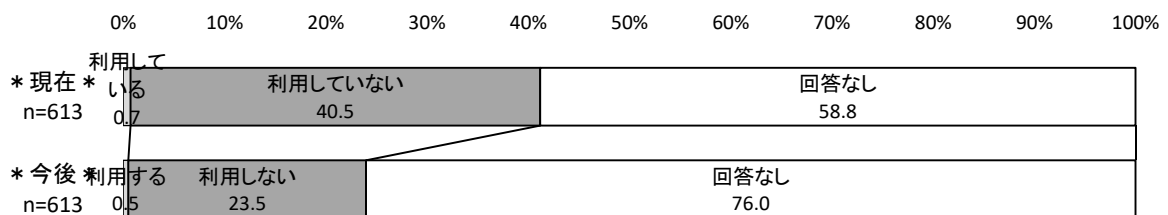


資料-図 60 施設入所支援利用の満足度



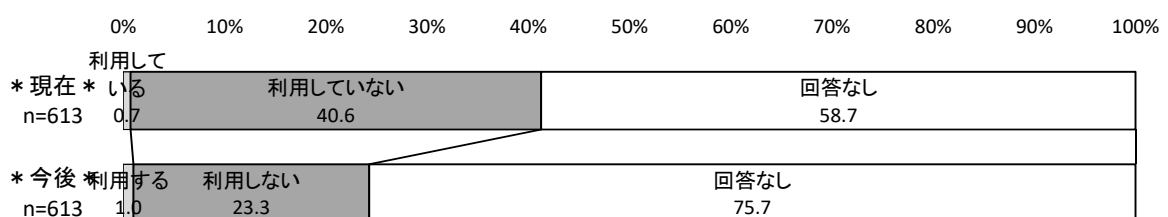
就労定着支援

資料-図 61 就労定着支援の利用状況と利用意向



自立生活援助

資料-図 62 自立生活援助の利用状況と利用意向



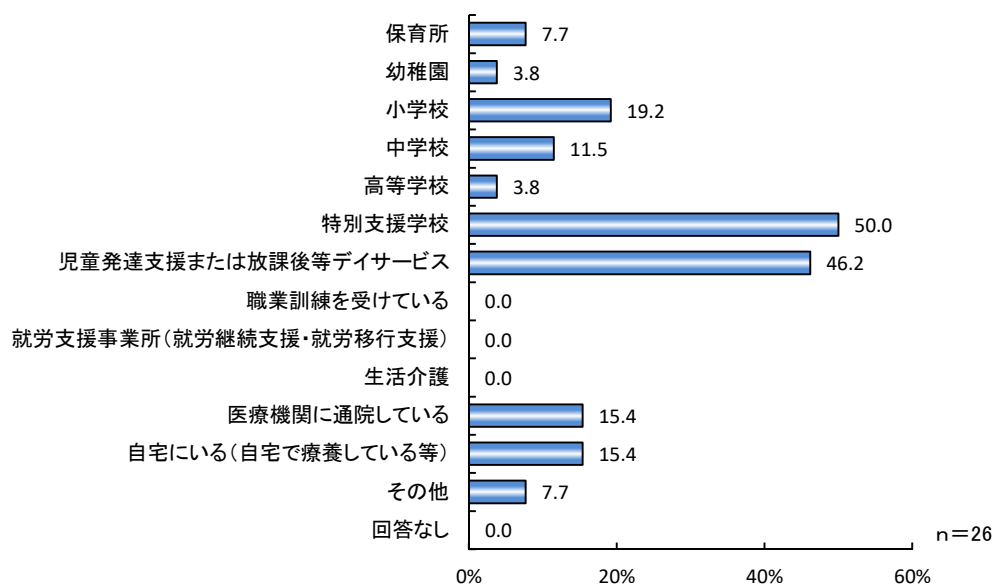
● 障がい児の日中の居場所

Q. あなたの日中の過ごし方（場所）について、利用しているものは何ですか。

【複数回答】

「特別支援学校」が5割、「児童発達支援または放課後等デイサービス」が5割弱、「小学校」が約2割となっています。

資料-図 63 障がい児の日中の居場所

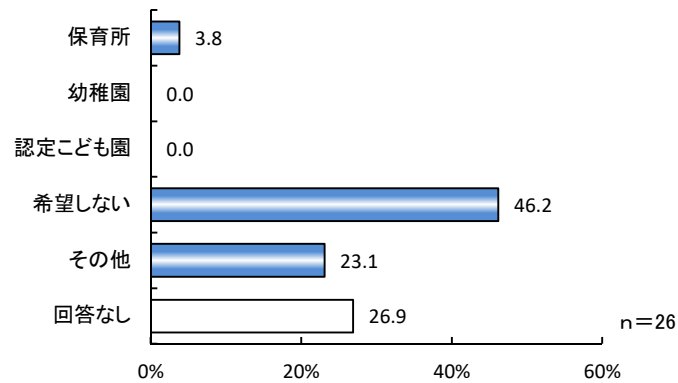


● 入所（園）の希望

Q. あなたは、今後、入所（園）の希望がありますか。【複数回答】

「保育所」が3.8%となっています。

資料-図 64 入所（園）の希望



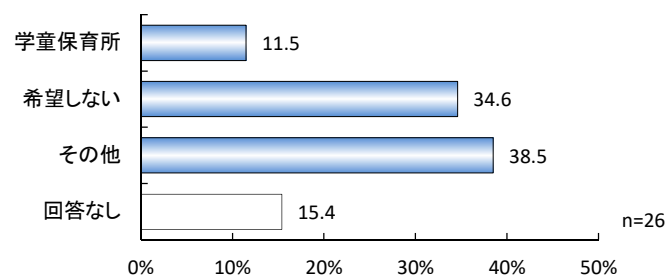
● 放課後の利用希望先

Q. あなたは、今後、放課後の居場所として、利用したいサービスはありますか。

【複数回答】

「学童保育所」が1割強となっています。

資料-図 65 放課後の利用希望先

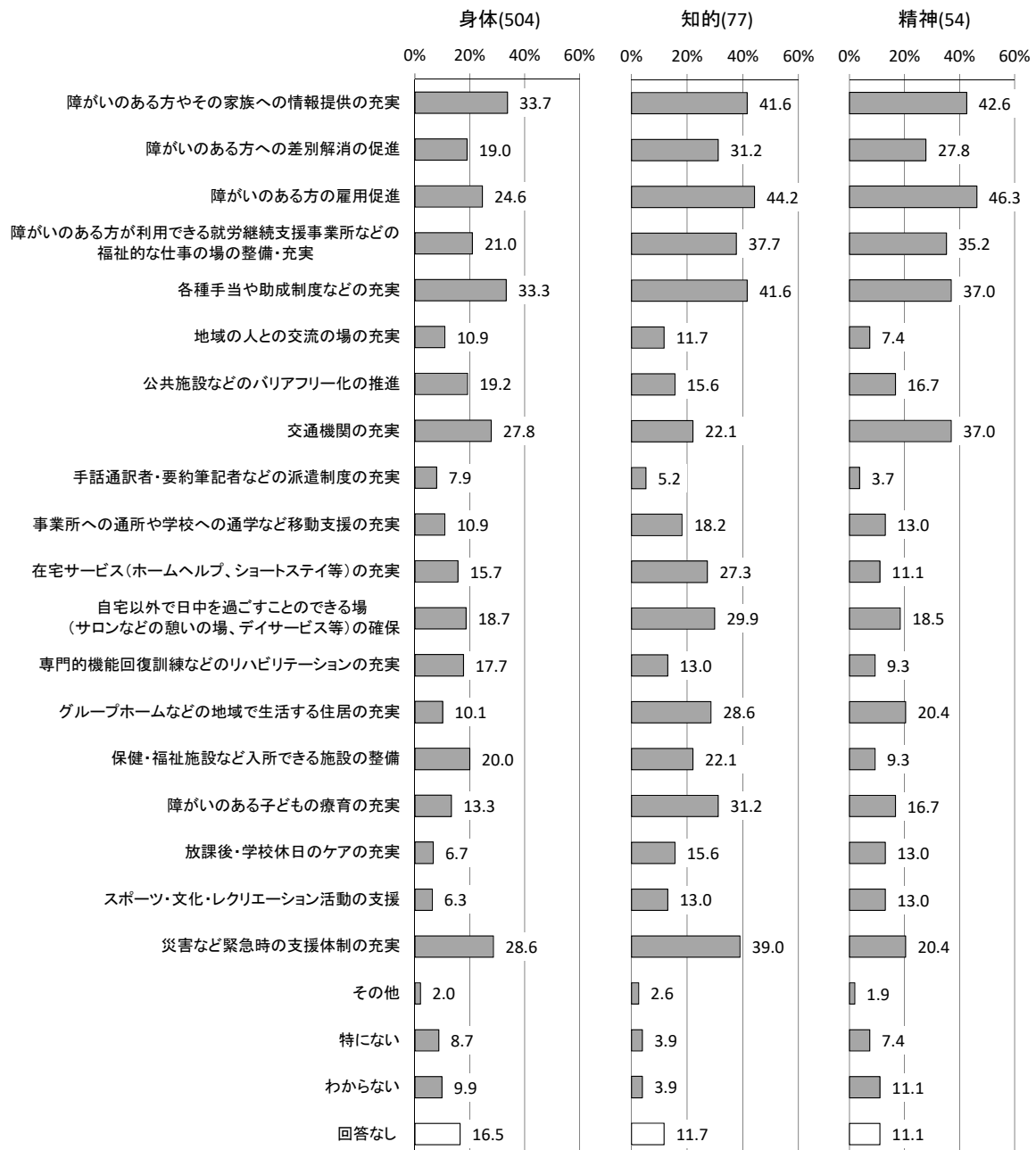


● 充実してほしい障がい者福祉施策

Q. あなたが今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は何ですか。【複数回答】

身体では「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」が3割強、知的では「障がいのある方の雇用促進」が4割強、精神では「障がいのある方の雇用促進」が5割弱となっています。

資料-図 66 充実してほしい障がい者福祉施策



4 調査結果（団体・事業所調査）

■ アンケート実施団体・事業所一覧 ■

1 当事者団体

団体名
いずみの将来を考える会
いなべ地区視覚障害者協会
東員障がい児者友の会
東員町障がい児者親の会
東員町障がい児（者）を守る会

2 事業所

運営主体名	事業所名
一般社団法人 おせっかいL a b o	このて
医療法人 康誠会 東員病院	グループホームT O I N
株式会社 いなべサポート	放課後等デイサービスここいく
株式会社 S I G N P O S T	サインポスト東員
株式会社 シグマサポート	就労継続支援A型事業所 シグマファームとういん
社会福祉法人 あじさいの家	山郷重度障害者生活支援センター あじさいの家
社会福祉法人 いずみ	サポートハウス ふらっと
	生活介護ステーション T O I Nあーち
	つくしの家第2 つくしの家 ふきのとう ゆきわり草第2
	T O I Nいずみ
社会福祉法人 東員町社会福祉協議会	東員町社協地域相談支援事業所ふれあい
	東員町デイサービスセンター ふれあい
	東員町ホームヘルパーステーション ふれあい
特定非営利活動法人 O N E	就労移行支援事業所ヴェルチュ ～V e r t u～
有限会社 だいち	ナーシングホームもも
	ナーシングホームもも居宅介護支援室
	ナーシングホームもも鳥取

■ アンケート調査内容 ■

◎当事者団体

団体名	いずみの将来を考える会
会の目的	社会福祉法人いずみが運営する施設に通所する利用者の将来の幸せを考え、地域社会でより豊かな生活を過ごせるための諸事業を法人施設と共に立案しながら支援する。
会員数	障がい者－1名、会員はその保護者50世帯－77名 他賛助会員 約80名
現状の課題	・会発足以来、障がい者を持った親として、親亡き後も子どもが安心して地域で暮らせるよう、グループホーム建設を法人いずみと共に進めています。 (会費が1万円/月となっているのは、会費の一部が将来のグループホーム建設資金の積立になっているため) ・2017年春、地域の皆様のご協力もあり、新ホームを完成させましたが、その際に何らかの事情で入居を見送った家庭もありました。しかし、その後、親の年齢も高くなり、かつ親の病気などもあり、入居を強く希望される方が多くなっており、新ホームの建設が課題となっています。
今後の取り組み	・グループホーム建設のために会としての行動計画の策定。 まず、資金をためるためには等をみんなで話し合い、活動計画に織り込む。 経費を節約するにはどうしたらよいか話し合う。 商工祭等でのバザー売上金をあげるために何をすればよいか。 賛助会員を増やすためには何をなすべきか。 ・地域の方との交流のさらなる促進。 バーベキュー大会で、地域の方との交流をさらに進めるには、会員は夫婦ないし家族で参加するように勧める。現状では、家族一人の参加では、子どもの面倒につきっきりになり、地域や職員さんとの交流が少なくなる。 わくわくフェスタでの地域ボランティアの方との交流をさらに進めるにはどのようにすればよいか。
行政（国・県・町）への要望	・今後、グループホームの建設の際、行政からのご援助をお願いしたい。 ・障がいの特性によって集団生活ができない、あるいは苦手な子どもがいる。これらの子どもはグループホームに入居していないが、両親が二人共になくなった時、どのような処置をとるのか、将来、課題になってくると思われる。 ・現在のコロナ対策で、自宅からの通所者の家庭で感染者が出た場合の対応。例えば母子家庭でお母さんが感染した場合、障がいを持っている子どもの世話を誰が看るのか等の問題。

団体名	いなべ地区視覚障害者協会
会の目的	この会は会員の福祉を増進し、文化の向上と教養を高め合わせて会員相互の親睦を計る事を目的とする。
会員数	9名
現状の課題	会員不足（高齢化） コロナにより事業ができない
今後の取り組み	
行政（国・県・町）への要望	

団体名	東員障がい児者友の会
会の目的	障がいの有無に関係なく誰もが楽しく交流を図りながら、一人ひとりの想いに寄り添い繋がりあうことで、それぞれのペースにあった日頃の暮らしや将来の夢が実現されるまちづくりに寄与することを目的とする。
会員数	25名（障がい者15名、健常者10名）
現状の課題	・コロナウィルス感染拡大により行動予定が計画どおりに実施できない。 ・会員・役員の高齢化にともない、後継者がいない。当会の存続が困難と危機感を抱いている。 ・車を運転できる人が少なく、行事参加時の移動に苦慮している。 ・他団体への行事参加は、障がい者向けがほとんどの為、健常者会員の参加が見込めない。
今後の取り組み	・当会を先導してくれる若い会員、後継者を勧誘したい。 ・他団体が主催するイベントへ積極的に参加したり、共催できる行事の実施。他団体との交流をめざす。 ・今回のようなコロナウィルス感染防止等により、行動制限を余儀なくされる場合に備え、オンラインで交流できる環境をつくりたい。（その為に指導者を招き、研修会を実施）
行政（国・県・町）への要望	・障がい者向けのパソコン学習、育成の支援を充実していただきたい。 ・災害時の支援をお願いしたい。

団体名	東員町障がい児者親の会
会の目的	障がい児者を抱える保護者が会員となり、親も子も幸せに暮らしていくために何が必要か学び、悩みを共有し、親睦を深め、地域の方々への理解を求める為の活動を目的とする。
会員数	33 名（健常者のみ）
現状の課題	会員の高齢化、新規会員減少により会員数の減少
今後の取り組み	・会員の高齢化に伴い、親亡き後問題が切実な問題となってきた為、講演会等を開催し、知識・情報を提供していきたい。 ・会員同士悩みを共有し、ストレス解消の為にも親睦を深めたい。 ・新規会員獲得の為若い世代へのアピールを増やしていきたい。
行政（国・県・町）への要望	ショートステイやグループホーム等が少ない為、利用できない方が多い。グループホームなどの設立が難しいならば、在宅で配食サービスや見守り、家事サポート等の支援の充実も図って頂きたい。軽度～中度の障がいであれば、住みなれた家で過ごす方が生きやすい方も多い。東員町におかれましては、計画相談支援員の方の増員をお願いしたい。

団体名	東員町障がい児（者）を守る会
会の目的	町内の障がいのある者に対する基本的人権を守るための活動を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
会員数	障がい児（70 数名）、役員（29 名）
現状の課題	・事務局を各小中学校で順に回している。学校業務とは別にボランティア的な活動として担い、例年、事務量も多いため、活動時間を捻出するのに苦労している。
今後の取り組み	・例年どおりの活動を継続していく。（新型コロナウイルスの感染予防のため、活動が予定どおり実施できていない。）
行政（国・県・町）への要望	

◎事業所

事業所名	このて
運営	一般社団法人 おせっかいL a b o
サービス内容	放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援
現状の課題	重症心身障害児対象の事業所です。コロナの影響もあり、利用をひかえている方もみえるようです。保育所等訪問支援事業をしていますが、まだこのサービスが、保護者、教育、子ども関係の施設や行政に知られておらず、利用希望者がいない状況です。
新規利用者への対応	
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	グループホームT O I N
運営	医療法人 康誠会 東員病院
サービス内容	共同生活援助
現状の課題	長期入所の方が多く、高齢化しており、ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）低下への気づきや見極めを強化し、QOL（生活の質）向上に努めること。
新規利用者への対応	コロナウィルス感染防止の為、今後しばらくは新規利用者の受け入れは見合わせています。入所調整中だった方も、現在、調整を見合わせている状況です。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	放課後等デイサービスここいく
運営	株式会社 いなべサポート
サービス内容	放課後等デイサービス
現状の課題	一般の方及び学校等が発達障がいについて、もう少し学ぶ機会があり、その特性、生きづらさを知っていただけても子ども達が生活しやすい環境が育まれるのだと思います。知ることで優しくなれる。例えば聴覚過敏の子が、教室内がやかましすぎて入れないのを、ただのわがままととらえられてしまうように、その事実や可能性を知っていたら、少し優しい対応ができたりするように多くの人に障がいを理解してもらうことが課題です。
新規利用者への対応	本人、父母さん、市町、福祉、学校、医療そして事業所、これらが連携をとり、本人のゴールを共有し、それぞれの場所でゴールに向けた対応をとっていくこと。そのためのケース会議を有意義にすることが必要であると考えます。事業所内での時間より、家庭・学校の時間が多いため、共通の目的を持てるような対応をしていきたいです。
新たな提供サービス	本当に障がい者の皆さんが求めているサービスがないように（少なく）感じており、例えばこの子達が行ける高校。社会とつながり幸せ感を持てる就労。安心して住めるグループホーム。子ども達が大きくなるにつれ必要となるサービスを、随時創っていかこうと考えています。
行政（国・県・町）への要望	やはり連携が取りやすい土台をつくって頂けるとありがたいです。後は、発達障がいのことをもっと知ってもらう機会をつくって欲しい。一般の方に対して、少なくとも学校の先生、市町の職員、自治体のリーダーさんには、その機会をつくってもらえたら、障がいのある方、子ども達が少しは生きやすくなると思います。

事業所名	サインポスト東員
運営	株式会社 SIGNPOST
サービス内容	児童発達支援、放課後等デイサービス
現状の課題	・職員の人員不足 ・早期療育が課題…社会に適した生活を送るため、身辺自立を目標にし、集団の中でコミュニケーション力等をつけ、学校や社会に溶け込んでいけるよう、早期療育を目標とし、保護者や関係者等と連携をはかる事業所でありたい。そのためにも職員数の増員が不可欠と感じている。
新規利用者への対応	・見学等は随時受付。職員人員状況等によって利用契約へ。 児童発達支援 平日 12:00～18:00 放課後等デイサービス 平日学校終了後～18:00 土曜・祝日、長期休暇等とともに 10:00～16:00 一日の定員合わせて 10 名
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	・コロナ対応等で、国からの通達には（最終的には各自治体判断で）との一文があり、実際に自治体に確認をすると（国の通達通り）という回答をいただくので、一本化したものがあると迷わず、効率的かと感じました。 ・請求業務等が複雑な面があるので、より簡素化してほしい。

事業所名	就労継続支援A型事業所 シグマファームとういん
運営	株式会社 シグマサポート
サービス内容	就労継続支援A型
現状の課題	・作業マニュアルが不十分 ・障がい特性に応じた対応ができていない時がある。
新規利用者への対応	定員 30 名 現在 28 名 A型事業所（農業） 月～金 8:30～16:00（6.5h） 受け入れ可能です。 ★今年から内職作業も取り入れました。なので身体の方でも働いてもらう事ができるようになりました。（簡単なシール貼りなど）
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	山郷重度障害者生活支援センター あじさいの家
運営	社会福祉法人 あじさいの家
サービス内容	生活介護、短期入所、日中一時
現状の課題	親亡き後に利用できる福祉サービスがほとんどない。特に当施設を利用している方は、重度重複障がい者で、1/3 ぐらいの方が医療的ケアが必要である。ほぼ全員が現在在宅で生活されており、親御さんと生活している。そのため主な介助者である親御さんが、加齢に伴い在宅での介助が難しくなってきたときに、利用できる福祉サービスがほとんどないことが大きな課題である。
新規利用者への対応	新規利用者があった場合は、生活介護で活動内容を実際に見たり体験していただき、その上でその活動内容が本人にとって適していると思われた場合は、すべて受け入れ可能である。生活介護の利用時間は 9 : 30 から 16 : 00 であるが、家庭の事情や本人の実態に合わせて対応可能である。短期入所及び日中一時の利用は、生活介護を利用されている方が対象となり、緊急時等必要なときに 365 日いつでも利用できる。（当日の利用も可能）
新たな提供サービス	具体的な話ではないが、親の会と共に考えていることは、重度訪問介護とグループホームの必要性を痛感しているが、現実的には実施することは非常に難しい。（設置後、運営していくに当たり、継続していける保証がないなど）
行政（国・県・町）への要望	国に対しては、介護給付費の適切な報酬改定を望む。特に問題となるのは重度重複障がい者にとっては、同じ支援区分 6 でもかなり差があると思う。その人に必要な福祉サービスを適切に受けることのできるような報酬が必要であると考え。 県には、管轄が各市町に移行したので特に県に対してはない。しかし、管轄している市町に問い合わせても、一応県に伺いを立てているようであるが、丸投げ感が否めない。 町には（他の市町でもそうであるが）、何かお願いをすると財政的に難しいという答え。これは永遠に続くと思われるので、特に少人数の重身の方たちへの支援は、市町を超えて同じ課題に取り組んでいただき、財政の負担を軽減しながら前向きに取り組んでいただきたいと思う。
その他	町の財政見直しにおいて、障害者支援施設重度障害者加算補助金の減額などにより、支援が困難な障がい者へ対して、益々支援していくことが難しくなっていくと思われる。確かに少人数ではあるが、今より暮らしにくくなるようなことにならないようにしていただきたい。現在補助金を支援に充てている事業所にとって、かなりの影響が出るのは明確である。施設側としては支援の質を落とすこともできず、職員へ負担が増すということを知っていただきたい。

事業所名	サポートハウス ふらっと
運営	社会福祉法人 いずみ
サービス内容	移動支援、行動援護、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 日中一時支援
現状の課題	・コロナウィルスにより外出系の支援が大きく停滞して利用者様に不自由をおかけしている。 ・ヘルパーの確保が以前に増して困難になっている。 ・運営状況悪化
新規利用者への対応	その方の状況にもよるが現状不可。
新たな提供サービス	重度訪問介護の充実
行政（国・県・町）への要望	・各事業が最低限でよいので、独立して運営できるようバランスの良い報酬配分を行って欲しい。 ・障がいについて考える機会（教育）の増加

事業所名	生活介護ステーション TOINあーち
運営	社会福祉法人 いずみ
サービス内容	生活介護
現状の課題	・強度行動障がいの方、こだわり行動のある方については、ご本人の不安な気持ちとじっくり向き合い、信頼関係をつくっていく必要がある。また多面的な意見交換を行い、支援の偏りやスタッフのバーンアウトがないようにチームで関わっていかなくてはならないが、十分な研修体制、人材確保ができていない。 ・昔と違いパートスタッフが多いため、研修時間の確保や利用者との信頼関係づくりがむずかしい。 ・高齢利用者、吸痰など医療的ケアの必要な利用者が増えていて、主治医への相談や急な体調不良が起きての対応が増えている。看護師など医療スタッフの安定した確保が必要。またリハビリスタッフもほしい。 ・利用者によっては15:30の利用時間終了後に家族の都合で帰宅できない方がいる。親の高齢化・支援の多様化により開所時間の延長ニーズはあるが、延長時加算では体制を整えるのがむずかしい。 ・虐待防止、意思決定支援、防災対策、感染症対策などマニュアル作り、申請などの事務作業が増えていて、夕方以降の正規職員の事務作業が以前より多い。
新規利用者への対応	今後も受け入れは可能。しかし、一度に複数の利用者を受け入れることや急な利用開始は人手の都合上むずかしい。マンツーマンの支援が要る方も人手の手配が必要になる。町内の送迎、入浴サービス、体操、散歩、音楽レク、美術レクなどを行っている。提供時間は9:00～15:30。それ以外の時間は独自の預かりサービスなどで対応するが、人手がないとむずかしい。ヘルパー事業やグループホームなど同一法人内の他の事業所のスタッフと連携している。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	障がいの重い方も地域で支援を受けながら暮らしていけるような仕組みづくりを一緒に考えていってほしい。

事業所名	つくしの家第2 つくしの家 ふきのとう ゆきわり草第2
運営	社会福祉法人 いずみ
サービス内容	つくしの家第2 共同生活援助、つくしの家 共同生活援助 ふきのとう 共同生活援助、ゆきわり草第2 共同生活援助
現状の課題	・入居者の高齢化、重度化に伴う住環境の整備が必要となっており、その費用や人材不足が課題。医療的な支援の必要性も高くなっている。
新規利用者への対応	家庭の介護能力や緊急・必要性に応じて今後も受け入れを対応していくが、利用者、利用日が増加していることで受け入れが困難なケースもある。 受け入れは可能であるが、体制上、重度の方の受け入れは難しい状況。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	重度の利用者が多いグループホームとして、安全に受け入れられる体制がとれるよう、基本報酬の見直し、人材確保が十分にできるようにしていただきたいと思います。 日常的な支援に必要な人員はもちろんのこと、昨今の異常気象などの防災の面でも非常時に備えられる人員の確保ができるよう考えていただきたいと思います。

事業所名	TOINいずみ
運営	社会福祉法人 いずみ
サービス内容	就労継続支援B型事業所
現状の課題	利用者のニーズをかなえるための作業展開を行うには、現在の国が定める職員配置基準（7.5：1）では極めて困難です。当事業所では、国が定める職員配置基準の倍以上の職員を配置し、利用者のニーズをかなえるための作業展開を行っています。そのため運営面ではかなりの赤字となっており、同法人内の他事業所より繰り入れしながらなんとか事業を継続しています。令和3年度の報酬改定検討ヒアリングでも上がっていたように、職員配置による基本報酬の見直しを切に願っています。 また、新型コロナウイルスの影響から、飲食に関わる就労支援事業の売上げが激変しています。更に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設外就労や自主製品の移動販売など、外出作業を縮小せざるを得ない状況です。就労支援事業全体の売上げが激減しているだけでなく、利用者の働く場も縮小せざるを得ない状況となっています。
新規利用者への対応	受け入れ可能。人数は要相談（原則、東員町在住の方で利用を希望される方は受け入れできるように体制を整えます）。 就労継続支援B型事業による就労支援の提供。提供時間は9：00～15：30。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	「現状の課題」でも記入しましたように、職員配置による基本報酬の見直しを行ってほしい。

事業所名	東員町社協地域相談支援事業所ふれあい
運営	社会福祉法人 東員町社会福祉協議会
サービス内容	特定計画相談、障がい児相談支援、居宅介護、日中一時支援、通所介護、訪問介護、居宅介護支援
現状の課題	・計画相談支援事業のみでの採算困難 ・相談支援専門員の増員と専従での事務が困難 ・新規依頼があっても対応困難 ・専門性と質の向上
新規利用者への対応	現在、新規利用は見合わせ中。 依頼時期によって、受入れ可能な場合に対応しています。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	・計画相談支援事業のみでは、人件費等の事業収支が大幅な赤字であり、採算もてる報酬体制を確保できるようにしてほしい。 ・サービス名はあっても、事業所がない又はサービスを必要とする際に利用できない状況が多く、対応困難なケースが多いです。片寄ったサービス事業者のみが増えるのではない仕組みづくりをしてほしい。 ・児童（教育含）、高齢、年金、保険等、利用者の方に関わる多くの機関が包括的に支援、対応できる仕組みづくり

事業所名	東員町デイサービスセンター ふれあい
運営	社会福祉法人 東員町社会福祉協議会
サービス内容	日中一時支援、通所介護
現状の課題	介護保険通所介護と同時に日中一時支援事業を行っています。介護保険事業が中心なため、日中一時支援の利用者を増加させることが困難なことから、重度の障がい利用者に対し複数の職員で対応しなくてはいけない。日中一時支援のサービス費だけでは、かなり赤字が出てしまう。現状、介護保険でカバーしている。
新規利用者への対応	介護保険の利用者の理解が必要なため、障がい特性が限られてくる。ここ2～3年、新規登録はありません。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	日中一時支援の単価が安く赤字になっています。介護保険サービス費と同等レベルの報酬にならないでしょうか。

事業所名	東員町ホームヘルパーステーションふれあい
運営	社会福祉法人 東員町社会福祉協議会
サービス内容	居宅介護、訪問介護・総合事業
現状の課題	障害福祉サービスも介護保険サービスも人手不足です。
新規利用者への対応	ヘルパーの手配が可能な限り、受け入れていきたいと考えています。
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	就労移行支援事業所ヴェルチュ〜V e r t u〜
運営	特定非営利活動法人 ONE
サービス内容	就労移行支援
現状の課題	就労系福祉サービス利用時の交通費の（一部でも）助成があるとよい。
新規利用者への対応	可能。令和２年度中には、いなべ、東員地域向けの就労移行＋自立訓練の事業所をつくりたいと思う。交通費、送迎などを考えると必要だと思う。
新たな提供サービス	上記に同じ。
行政（国・県・町）への要望	福祉、複合施設のようなものがあるとよい。特に就労につながっていくような……。

事業所名	ナーシングホームもも
運営	有限会社 だいち
サービス内容	居宅介護、重度訪問介護、訪問介護
現状の課題	・ご利用者様、ご家族様が最後まで安心して暮らしていけるような取り組み ・切れ目のない支援を引き継げるような体制 ・個々の状況に応じ、医療・介護などの連携を図り支援の充実に努める
新規利用者への対応	・できる限りご利用者様、ご家族様の希望に沿えるよう、対応させていただきたいと思っています。 ・人数－必要人数にて対応 ・提供サービス－居宅介護、重度訪問介護 ・提供時間帯－日中、夜間
新たな提供サービス	・入浴介助（2人対応）、週1回～利用始めたいとの希望。本人、父、母の3人暮らし、両親の高齢化から数年前より訪問診療を利用開始するなど将来を見据えた生活に向けて考えている。入浴についても、父の腰痛も出てきており福祉サービス利用を進めている。
行政（国・県・町）への要望	ご家族様の要望に少しでも近づけるような体制ができてほしい。現在、重度訪問介護のご利用様の支援にて、看護師とヘルパーとで入浴介助を行っていますが、ご本人様の年齢、体重に合わせ安全、安心に入浴していただけるよう、その都度、介護方法を思案しています。その中でいずれは訪問入浴だと提案するも、今の現状、訪問入浴に変更となると今と同じだけのサービスが受けられない（回数や色々厳しい）ということが現実と知り、解決できる問題ではないのかと考えさせられます。
その他	障がいがあるご本人様やご家族様は不安や色々な思いと葛藤しながら日々過ごしていることと感じます。それぞれの思いに答えてもらえないことが1つでもあること自体、差別を受けていると感じているかも知れません。私達のご利用者様、ご家族様の気持ちに耳を傾け寄り添うことをさせていただいていますが、現実満足したサービスを受けられないという気持ちを聞くことが多いので、誰もが安心した生活ができる社会になってほしいと思います。

事業所名	ナーシングホームもも居宅介護支援室
運営	有限会社 だいち
サービス内容	居宅介護支援事業所
現状の課題	・介護をする人が障がいをもっている場合の関わりの方法。 ・若い方の障害者手帳や介護認定を受けている人が働こうとしてもなかなかむずかしい状況である。
新規利用者への対応	介護認定を受けている人で、障害者手帳を持っている人の受け入れは可能です。（障害のプラン作成はできませんが…）
新たな提供サービス	
行政（国・県・町）への要望	

事業所名	ナーシングホームもも鳥取
運営	有限会社 だいち
サービス内容	日中一時支援、訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護
現状の課題	コロナの影響のため、施設としての運用が変更している。1、2階合同で1日過ごしていたが、1、2階フロア別々で過ごすことになり、今までできていたことが、環境や人員によりできなくなってしまう。その結果、利用を控えてもらっている現状。
新規利用者への対応	環境や人員の調整をしながら個々に合わせた対応する。 コロナや感染症に対しても可能な限り方法を考えて対応する。
新たな提供サービス	看護や介護など療養生活や住民の健康相談・教育に関する支援（町の保健室機能）
行政（国・県・町）への要望	

5 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

掲載ページについては、本計画に最初に用語が掲載されているページ番号です。

あ行

アセスメント（P48）

対象を客観的に調査、評価すること。介護や福祉では利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを、ケアマネージャー等がアセスメントする。

e-ケアネットそういん（P34）

医療的ケアが必要な子どもを支援する医療・福祉・保健・教育・行政による桑員地区におけるネットワーク組織。

医療的ケア（P32）

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

インクルージョン（P60）

〔社会的な〕一体性。〔人種・文化などの〕多様性の受け入れ。

ALS（P39）

筋萎縮性側索硬化症のことであり、脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン（運動神経細胞）が侵される病気で、難病の一つに指定されている。

か行

基本指針（P1）

厚生労働大臣が障害者総合支援法第 87 条および児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の整備および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

筋ジストロフィー（P41）

時間経過とともに筋肉が徐々に壊れていき、進行性に筋力が衰える病気。運動機能に問題が生じる他、心臓や呼吸等の内臓機能に症状をきたすこともある遺伝性の筋疾患。

ケースワーカー（P40）

福祉の分野でコーディネーター的な役割をする。身体上・精神上の障がいのほか、さまざまな事情で日常生活をおくるのに困難がある方やその家族の相談にのり、助言や指導、援助などをする。勤務先は福祉事務所などの行政機関から企業、病院などさまざまである。

権利擁護（P53）

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

高次脳機能障がい（P24）

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障がい、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが出た状態。

コーディネーター（P32）

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

子ども・子育て支援法（P60）

子どもを養育している方に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。平成 24 年に成立。

さ行

指定難病（P11）

平成 27 年 1 月 1 日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」で医療費助成の対象となる難病。発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることなどの要件を満たす難病のうち、患者数が本邦において一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していることの要件を全て満たすものをいう。厚生科学審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が指定する。ベーチェット病、重症筋無力症、もやもや病など。

児童発達支援センター（P32）

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

児童福祉法（P1）

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことおよび「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親および施設、費用等について定めている。昭和22年成立。

自閉症（P39）

社会性発達の質的障がい、コミュニケーションの質的障がい、興味や活動の偏りの3つを特徴とした、先天的な脳の機能障がい。自閉症は、通常、3歳頃までに判断されることが多い。

重症心身障害児（P32）

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している児童。

障害支援区分（P14）

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6：区分6のほうが必要度が高い）をいう。心身の状況などについて、80項目の認定調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

障害者基本法（P1）

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある方であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としている。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（P59）

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立および社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防および早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。「障害者虐待防止法」とも呼ばれる。

障がい者協議会（P5）

障害者総合支援法により、地方公共団体は、単独でまたは共同して、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等およびその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないとされている。

障害者差別解消法（P1）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成 25 年 6 月公布。平成 28 年 4 月施行。

障害者総合支援法（P1）

「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で、平成 25 年 4 月 1 日に創設された。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者の雇用の促進等に関する法律（P16）

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者優先調達推進法（P46）

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。平成 25 年 4 月 1 日に施行。

小児慢性特定疾病（P11）

平成 27 年 1 月 1 日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」で医療費助成の対象となる疾病。18 歳未満の児童（ただし、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の方を含む。）が対象。慢性に経過する疾病であること、生命を長期に脅かす疾病であること、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることの要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるもの。悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など 16 疾患群 762 疾病が対象（令和元年 7 月現在）。

身体障害者手帳（P5）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級がある。

精神障害者保健福祉手帳（P5）

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級がある。

成年後見制度（P1）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断力を補い保護支援する制度。

成年後見制度利用促進基本計画（P1）

平成 28 年 5 月 13 日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成 29 年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。この基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めている。

た行

てんかん（P39）

脳が一時的に過剰に興奮することで、意識消失やけいれんなどの“てんかん発作”を繰り返し引き起こす病気のこと。

統合失調症（P39）

幻覚や妄想といった精神病症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患。

特別支援教育（P15）

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

な行

日常生活自立支援事業（P59）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施される。

日常生活用具（P21）

電気式たん吸引機など障がい者の自立の促進を目的とする安全で容易に使用でき、日常生活品として一般的に普及していないもの。

発達障がい（P1）

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

発達障害者支援法（P5）

発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、都道府県に発達障害者支援センターを設置して、発達障がいの早期発見、発達障がい者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

パブリックコメント（P5）

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファックス、メールで意見を募る。平成11年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

バリアフリー（P57）

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート（P53）

同じ問題を抱える方が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。ピアとは仲間（peer）。

法定雇用率（P16）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。令和3年3月1日から民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

補装具（P21）

障がい者等の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具。義肢、装具、車いすなど。

ま行

モニタリング（P62）

計画に照らして、現在提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、観察、把握、評価すること。

や行

要約筆記（P52）

話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障がい者のためのコミュニケーションの保障の1つ。

ら行

ライフステージ（P25）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

療育手帳（P5）

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

第6期 東員町障害福祉計画・第2期 東員町障害児福祉計画

発行日 令和3年3月
発行 東員町役場 地域福祉課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地
電話：0594-86-2804 ファックス：0594-86-2851
E-mail：fukusi@town.toin.lg.jp

